

目 次

津市規則

- 津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

津市告示

- 地縁による団体の認可
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 国民健康保険被保険者証の無効
- 公示送達
- 公示送達
- 保育施設利用者負担額等収納事務の一部委託
- 放置自転車の撤去及び保管
- 平成28年産畑作物共済（大豆：全相殺方式）に係る共済金の支払額、減収量等の公表
- 計量器の定期検査の実施
- 放置自転車の撤去及び保管
- 公示送達
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 地籍調査の実施
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- コミュニティバス（久居地域）の使用料の徴収事務の一部委託
- コミュニティバス（河芸地域）の使用料の徴収事務の一部委託
- コミュニティバス（芸濃地域）の使用料の徴収事務の一部委託
- コミュニティバス（美里地域）の使用料の徴収事務の一部委託
- コミュニティバス（安濃地域）の使用料の徴収事務の一部委託
- コミュニティバス（一志地域）の使用料の徴収事務の一部委託
- コミュニティバス（白山地域）の使用料の徴収事務の一部委託
- コミュニティバス（美杉地域）の使用料の徴収事務の一部委託
- 津市議会定例会の招集
- 市道路線の供用廃止
- 市道路線の区域変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

平成２９年度第１回津市営住宅補充入居者の募集

平成２９年度津市営住宅（ぜにやま団地）補充入居者の募集

平成２９年度津市営美杉住宅補充入居者の募集

犬の抑留

道路位置指定

津市農業振興地域整備計画の変更

平成２９年度津市職員採用試験前期日程（平成３０年度採用予定）実施

津市統合型校務支援システム構築等業務に係るプロポーザルの実施

差押財産の公売

開発行為に係る工事の完了

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

市有財産売却に係る一般競争入札の執行

津市上下水道事業告示

津市下水道排水設備指定工事店の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市監査委員告示

住民監査請求監査の結果の公表

津市農業委員会告示

平成２９年度津市農業委員会定期総会の開催

※ 目次には、ＪＩＳ第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 5 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 31 号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成 18 年津市規則第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 17 号様式（裏）、第 18 号様式（裏）及び第 19 号様式（裏）中「26 万円」を「27 万円」に、「47 万円」を「49 万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険条例施行規則の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用する。

津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 3 2 号

津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則

津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則（平成 2 7 年津市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 2 8 年度の利用者負担額は附則別表第 2 により算定する額とし、」を削る。

附則第 3 項中「関わらず」を「かかわらず」に改める。

附則別表第 1 から附則別表第 3 までを次のように改める。

附則別表第 1 及び附則別表第 2 削除

附則別表第 3（附則第 2 項関係）

津市立幼稚園を利用する 1 号認定子どもに係る平成 2 9 年度の利用者負担額

世帯の階層区分					利用者負担額 (月額)
階層	区分	定義			
A	1	被保護者（生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）のある世帯			0 円
B	2	A階層を除き、均等割を課されない世帯等	要保護者等世帯		0 円
	3		その他の世帯		2, 0 0 0 円
	4	A階層及び均等割を課されない世帯等を除き、所得割合算額が 0 円の世帯	要保護者等世帯		0 円
	5		その他の世帯		2, 0 0 0 円
C	6	A階層及びB階層を除き、所得割合算額が次の区分に該当する世帯	1 円以上 6 1, 6 0 1 円未満	要保護者等世帯	2, 0 0 0 円
	7		6 1, 6 0 1 円以上 7 7, 1 0 1 円未満	その他の世帯	5, 8 0 0 円
	8		7 7, 1 0 1 円以上 1 4 3, 1 0 1 円未満	要保護者等世帯	2, 0 0 0 円
	9		1 4 3, 1 0 1 円以上 2 1 1, 2 0 1 円未満	その他の世帯	7, 7 0 0 円
D	1 0		7 7, 1 0 1 円以上 1 4 3, 1 0 1 円未満		8, 6 0 0 円
	1 1		1 4 3, 1 0 1 円以上 2 1 1, 2 0 1 円未満		9, 2 0 0 円
E	1 2		2 1 1, 2 0 1 円以上		1 0, 6 0 0 円
1 同一世帯に幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（児童福祉法第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。)(以下「幼稚園等」という。)、特別支援学校の幼稚部若しくは児童心理治療施設（児童福祉法第 4 3 条の 2 に規定する児童心理治療施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 6 3 号）附則第 6 条の規定により児童心理治療施設とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）に通い、若しくは在学する小学校就学前子ども、特例保育					

を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下この表において「対象子ども」という。）が2人以上いる場合における津市立幼稚園を利用している1号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる1号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 1人目の1号認定子ども	この表に定める額
(2) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 2人目の1号認定子ども	この表に定める額に2分の1を乗じて得た額
(3) 対象子どもを含めて年齢の高い順に 3人目以降の1号認定子ども	0円

2 1の規定にかかわらず、所得割合算額が77,101円未満の要保護者等世帯において、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における津市立幼稚園を利用している1号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる1号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に1人目の1号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に2人目以降の1号認定子ども	0円

3 1の規定にかかわらず、所得割合算額が77,101円未満のその他の世帯において、特定被監護者等が2人以上いる場合における津市立幼稚園を利用している1号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる1号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に1人目の1号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に2人目の1号認定子ども	この表に定める額に2分の1を乗じて得た額
(3) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に3人目以降の1号認定子ども	0円

- 4 1 及び 3 の規定にかかわらず、均等割を課されない世帯等又は所得割合算額が 0 円の世帯のその他の世帯において、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 1 号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 1 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 2 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

- 5 次の表の左欄に掲げる事由のいずれかに該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。この場合において、1 から 4 までの規定の適用を受けるときは、1 から 4 までの規定を適用した後この規定を適用するものとする。

(1) 支給認定保護者及びその配偶者又はそれらの属する世帯の生計を主として維持する者（以下「支給認定保護者等」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。	0 円
(2) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	0 円
(3) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その世帯の収入が著しく減少したこと。	0 円
(4) 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
(5) 1 号認定子どもの属する世帯が児童福祉法第 38 条に規定する母子生活支援施設に入所しており、支給認定保護者の過去 3 箇月の平均収入が、生活保護法に規定するその世帯の生活扶助、	この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得

住宅扶助及び教育扶助の額を合計した額の 1.3 倍以下であること。	た額
(6) 1号認定子どもが、災害、疾病等により津市立幼稚園を当該月の保育日数の3分の2以上利用できなかったこと又は感染症により医師から利用の停止を指示され、津市立幼稚園を当該月の保育日数の2分の1以上利用できなかったこと。	この表に定める額に2分の1を乗じて得た額
(7) 1号認定子どもが感染症等により医師から利用の停止を指示され、当該月において津市立幼稚園を全く利用できなかったこと。	0円

備考

- 1 この表における「均等割」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 2 この表における「均等割を課されない世帯等」とは、均等割を課されない世帯又は養育里親等（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。以下同じ。）が支給認定保護者等である世帯をいう。
- 3 この表における「所得割合算額」とは、支給認定保護者等に係る特定教育を受けた月の属する年度（4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項及び第45条の規定により控除された金額があるときは、当該金額を控除する前の額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。
- 4 この表における「要保護者等世帯」とは、特定教育を受けた月に次の各号のいずれかに該当する者のある世帯をいう。
 - (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（被保護者を除く。）
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない

男子で現に児童を扶養しているもの

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
- (7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (8) その他市長が(1)に規定する者と同程度に生活が困窮していると認める者

5 1号認定子どもの母親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号の女子に該当する場合は、地方税法第292条第1項第11号イの「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

6 1号認定子どもの父親が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第2条第2号の男子に該当する場合は、地方税法第292条第1項第12号の「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」に該当するものとみなして算出した所得割の額に対応する階層に係る利用者負担額を適用するものとする。

7 5及び6に掲げる所得割の額とは、当該市町村民税を課した市町村の基準により算定した額とする。

附則別表第 4 中

「	3, 0 0 0 円	を	「	2, 0 0 0 円	に、「情緒障害児短期治療
	6, 3 0 0 円			5, 8 0 0 円	
	5, 2 0 0 円			2, 0 0 0 円	
	9, 0 0 0 円			8, 4 0 0 円	
」			」		

施設」を「児童心理治療施設」に、

「	4 次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表の右欄に掲げる額を適用する。 この場合において、1 から 3 までの規定の適用を受けるときは、1 から 3 までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。	」
---	--	---

を

4

1 及び 3 の規定にかかわらず、均等割を課されない世帯等又は所得割合算額が 0 円の世帯のその他の世帯において、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 1 号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 1 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 2 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

5

次の表の左欄に掲げる事由のいずれかに該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。この場合において、1 から 4 までの規定の適用を受けるときは、1 から 4 までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

に改め、同表備考 6 中「第 1 条の 2 第 2 号」を「第 2 条第 2 号」に改める。

附則別表第 5 中

「	3, 0 0 0 円	「	2, 0 0 0 円	
	6, 4 0 0 円	を	5, 8 0 0 円	に、「情緒障害児短期治療
	5, 2 0 0 円		2, 0 0 0 円	
	1 0, 0 0 0 円		9, 0 0 0 円	
」			」	

施設」を「児童心理治療施設」に、

「	4 次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表の右欄に掲げる額を適用する。 この場合において、1 から 3 までの規定の適用を受けるときは、1 から 3 までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。	」
---	--	---

を

「

4

1 及び 3 の規定にかかわらず、均等割を課されない世帯等又は所得割合算額が 0 円の世帯のその他の世帯において、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 1 号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 1 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 2 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

5

次の表の左欄に掲げる事由のいずれかに該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。この場合において、1 から 4 までの規定の適用を受けるときは、1 から 4 までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

」

に改め、同表備考 6 中「第 1 条の 2 第 2 号」を「第 2 条第 2 号」に改める。

附則別表第 6 中

「	<table><tr><td>3, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>6, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>3, 0 0 0 円</td></tr></table>	3, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円	を	「	<table><tr><td>2, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>5, 8 0 0 円</td></tr><tr><td>2, 0 0 0 円</td></tr></table>	2, 0 0 0 円	5, 8 0 0 円	2, 0 0 0 円	に、「情緒障害児短期治療
3, 0 0 0 円											
6, 0 0 0 円											
3, 0 0 0 円											
2, 0 0 0 円											
5, 8 0 0 円											
2, 0 0 0 円											

施設」を「児童心理治療施設」に、

「	4 次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表の右欄に掲げる額を適用する。この場合において、1 から 3 までの規定の適用を受けるときは、1 から 3 までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。	」
---	--	---

を

4

1 及び 3 の規定にかかわらず、均等割を課されない世帯等又は所得割合算額が 0 円の世帯のその他の世帯において、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 1 号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 1 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 2 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

5

次の表の左欄に掲げる事由のいずれかに該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における津市立幼稚園を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。この場合において、1 から 4 までの規定の適用を受けるときは、1 から 4 までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

に改め、同表備考 6 中「第 1 条の 2 第 2 号」を「第 2 条第 2 号」に改める。

別表第 1 中

「	<table><tr><td>3, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>6, 5 0 0 円</td></tr><tr><td>5, 2 0 0 円</td></tr><tr><td>1 1, 0 0 0 円</td></tr></table>	3, 0 0 0 円	6, 5 0 0 円	5, 2 0 0 円	1 1, 0 0 0 円	を	「	<table><tr><td>2, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>5, 8 0 0 円</td></tr><tr><td>2, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>9, 6 0 0 円</td></tr></table>	2, 0 0 0 円	5, 8 0 0 円	2, 0 0 0 円	9, 6 0 0 円	」	に、「情緒障害児短期治療
3, 0 0 0 円														
6, 5 0 0 円														
5, 2 0 0 円														
1 1, 0 0 0 円														
2, 0 0 0 円														
5, 8 0 0 円														
2, 0 0 0 円														
9, 6 0 0 円														

施設」を「児童心理治療施設」に、

「	4 次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表の右欄に掲げる額を適用する。この場合において、1 から 3 までの規定の適用を受けるときは、1 から 3 までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。	」
---	---	---

を

「

4

1 及び 3 の規定にかかわらず、均等割を課されない世帯等又は所得割合算額が 0 円の世帯のその他の世帯において、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における幼稚園等を利用している 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 1 号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 1 人目の 1 号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に 2 人目以降の 1 号認定子ども	0 円

5

次の表の左欄に掲げる事由のいずれかに該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における 1 号認定子どもに係る利用者負担額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。この場合において、1 から 4 までの規定の適用を受けるときは、1 から 4 までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

」

に改め、同表備考 6 中「第 1 条の 2 第 2 号」を「第 2 条第 2 号」に改める。

別表第 2 中

3, 3 0 0 円	3, 2 0 0 円	を	3, 0 0 0 円	2, 9 0 0 円	に、
7, 0 0 0 円	6, 8 0 0 円		7, 0 0 0 円	6, 8 0 0 円	
3, 7 5 0 円	3, 6 5 0 円		3, 0 0 0 円	2, 9 0 0 円	
8, 0 0 0 円	7, 8 0 0 円		8, 0 0 0 円	7, 8 0 0 円	
4, 2 5 0 円	4, 1 5 0 円		3, 0 0 0 円	2, 9 0 0 円	
9, 0 0 0 円	8, 8 0 0 円		9, 0 0 0 円	8, 8 0 0 円	
4, 9 5 0 円	4, 8 5 0 円		3, 0 0 0 円	2, 9 0 0 円	
1 0, 5 0 0 円	1 0, 3 0 0 円		1 0, 5 0 0 円	1 0, 3 0 0 円	
5, 8 0 0 円	5, 7 0 0 円		3, 0 0 0 円	2, 9 0 0 円	
1 1, 6 0 0 円	1 1, 4 0 0 円		1 1, 6 0 0 円	1 1, 4 0 0 円	
6, 3 5 0 円	6, 2 0 0 円		3, 0 0 0 円	2, 9 0 0 円	
1 2, 7 0 0 円	1 2, 4 0 0 円		1 2, 7 0 0 円	1 2, 4 0 0 円	
7, 0 0 0 円	6, 8 5 0 円		3, 0 0 0 円	2, 9 0 0 円	
1 4, 0 0 0 円	1 3, 7 0 0 円		1 4, 0 0 0 円	1 3, 7 0 0 円	
8, 1 5 0 円	8, 0 0 0 円		3, 0 0 0 円	2, 9 0 0 円	

「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「以下の表」を「以下この表」に、

4	次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における 2 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表の右欄に掲げる額を適用する。この場合において、1 から 3 までの規定の適用を受けるときは、1 から 3 までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。
---	--

を

4	1 及び 3 の規定にかかわらず、均等割を課されない世帯のその他の世帯において、特定被監護者等が 2 人以上いる場合における幼稚園等を利用している 2 号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる 2 号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。		
(1)	<table border="1"> <tr> <td>特定被監護者等のうち年齢の高い順に 1 人目の 2 号認定子ども</td><td>この表に定める額</td></tr> </table>	特定被監護者等のうち年齢の高い順に 1 人目の 2 号認定子ども	この表に定める額
特定被監護者等のうち年齢の高い順に 1 人目の 2 号認定子ども	この表に定める額		

(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に２人目以降の２号認定子ども	０円
--	----

５ 次の表の左欄に掲げる事由のいずれかに該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における２号認定子どもに係る利用者負担額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。この場合において、１から４までの規定の適用を受けるときは、１から４までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

に改め、同表備考７中「第１条の２第２号」を「第２条第２号」に改める。

別表第３中

４，７５０円	４，６５０円	を	４，５００円	４，４００円	に、
１０，０００円	９，８００円		１０，０００円	９，８００円	
５，３００円	５，２００円		４，５００円	４，４００円	
１１，２００円	１１，０００円		１１，２００円	１１，０００円	
５，９５０円	５，８００円		４，５００円	４，４００円	
１２，５００円	１２，２００円		１２，５００円	１２，２００円	
６，９００円	６，７５０円		４，５００円	４，４００円	
１３，８００円	１３，５００円		１３，８００円	１３，５００円	
７，５５０円	７，４００円		４，５００円	４，４００円	
１５，１００円	１４，８００円		１５，１００円	１４，８００円	
８，２５０円	８，１００円		４，５００円	４，４００円	
１６，５００円	１６，２００円		１６，５００円	１６，２００円	
９，５００円	９，３００円		４，５００円	４，４００円	

「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、

４ 次の各号のいずれかの事由に該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における３号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、同表の右欄に掲げる額を適用する。この場合において、１から３までの規定の適用を受けるときは、１から３までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。
--

を

４ １及び３の規定にかかわらず、均等割を課されない世帯のその他の世帯におい

て、特定被監護者等が2人以上いる場合における幼稚園等を利用している3号認定子どもに係る利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる3号認定子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。

(1) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に1人目の3号認定子ども	この表に定める額
(2) 特定被監護者等のうち年齢の高い順 に2人目以降の3号認定子ども	0円

5 次の表の左欄に掲げる事由のいずれかに該当するため利用者負担額を負担することが困難である場合における3号認定子どもに係る利用者負担額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額を適用する。この場合において、1から4までの規定の適用を受けるときは、1から4までの規定を適用した後にこの規定を適用するものとする。

に改め、同表備考6中「第1条の2第2号」を「第2条第2号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の規定は、平成29年4月1日以後の特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額について適用し、同日前の特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

津市告示第 104 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 5 項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 5 月 16 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

高座原自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な
地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 地域の安全に関する相互協力
- (5) 伝統行事の伝承

3 区域

本会の区域は、津市美里町高座原 157 番地から 1946 番地までの区域
とする。

4 主たる事務所

三重県津市美里町高座原 420 番地

5 代表者の氏名及び住所

横山 帛生

三重県津市美里町高座原 428 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有
無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第 260 条の 20 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号
の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成29年5月16日

津市告示第 1 0 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 6 年津市告示第 1 8 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

平木区自治会

三重県津市美里町平木 8 6 2 番地

代表者 谷口 宇一

2 変更に係る事項

(1) 規約に定める目的

変更前	本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1) 通知配布、回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備 (3) 自治会集会所及び財産の維持管理 (4) 区域内の道路、街路灯整備、修理 (5) 区域内の防火、防犯、防災活動 (6) 文化レクリエーション活動
変更後	本会は、地域で互いに助け合い、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1) 通知配布、回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備 (3) 自治会集会所及び財産の維持管理 (4) 区域内の道路、街路灯整備、修理 (5) 区域内の防火、防犯、防災活動

	(6) 文化レクレーション活動
(2) 区域	
変更前	津市美里町平木 3 2 8 番地 1 から同所 9 5 4 番地まで
変更後	本会の区域は、津市美里町平木 2 番から 1 6 0 8 番 1 5 までの区域とする。
(3) 事務所	
変更前	平木多目的集会所及び自治会長宅
変更後	津市美里町平木 4 9 2 番地
(4) 代表者の氏名及び住所	
変更前	野田 眞嗣 三重県津市美里町平木 9 4 8 番地
変更後	谷口 宇一 三重県津市美里町平木 8 6 2 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の規約に定める目的、区域、事務所及び代表者の変更が、平成 2 9 年 4 月 9 日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 1 0 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 7 年津市告示第 2 1 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

汐彩の街自治会

三重県津市島崎町 1 7 4 番地 1

代表者 加藤 剛

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	新屋敷 和憲 三重県津市島崎町 1 5 5 番地 8
変更後	加藤 剛 三重県津市島崎町 1 7 4 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 9 年 4 月 8 日の定期総会において選任され、同年 5 月 8 日から就任することになったため。

津市告示第 1 0 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年河芸町告示第 1 4 4 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中瀬自治会

三重県津市河芸町中瀬 3 2 2 番地

代表者 田中 幹郎

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	内山 豊志 三重県津市河芸町中瀬 1 4 7 番地
変更後	田中 幹郎 三重県津市河芸町中瀬 3 4 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 9 年 4 月 2 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第108号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成29年5月17日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9231387	平成28年10月1日	平成29年4月12日
9209208	平成28年10月1日	平成29年4月3日
9208571	平成28年10月1日	平成29年4月7日
0321026	平成28年10月1日	平成29年4月10日
9210177	平成28年10月1日	平成29年4月28日

下記の者の差押調書謄本等は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

平成29年5月18日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当明細書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 1 1 0 号

下記の者の差押調書謄本は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条により準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部特別滞納整理推進室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 9 年 5 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	差押調書謄本

注意：国民健康保険法第 7 8 条により準用する地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 1 1 1 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）附則第 6 条第 5 項の規定に基づき利用者負担額等収納事務の一部を委託したので、子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）附則第 8 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 5 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 収納する利用者負担額等
津市保育施設利用者負担額等
- 2 委託先
別表のとおり
- 3 委託期間
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

別表

法人の名称	施設の名称	施設の所在地
社会福祉法人白蓮福祉会	白塚愛児園	津市白塚町 5 3 3 4 番地
社会福祉法人高田福祉事業協会	高田保育園	津市一身田町 2 8 0 番地
社会福祉法人白蓮福祉会	津愛児園	津市桜橋三丁目 4 5 番地 1
社会福祉法人清泉福祉会	清泉愛育園	津市南丸之内 8 番 6 1 号
社会福祉法人諦聴会	三重保育院	津市柳山津興 3 3 1 0 番地
社会福祉法人諦聴会	三重保育院乳児保育所	津市柳山津興 3 3 1 0 番地
社会福祉法人鈴の木会	片田保育園	津市片田志袋町 3 8 4 番地
社会福祉法人桃郷福祉会	つ保育園	津市藤方 2 6 7 0 番地
社会福祉法人泉福祉会	泉ヶ丘保育園	津市野田 2 1 番地 8 1 7
社会福祉法人津栄社会福祉事業協会	大里保育園	津市大里睦合町 6 0 9 番地 1
社会福祉法人若草福祉会	公園西保育園	津市長岡町 9 番地 3
社会福祉法人洗心福祉会	豊野保育園	津市一身田豊野 1 9 7 9 番地 1
社会福祉法人島井福祉会	ひかり保育園	津市半田 1 4 4 2 番地 1
社会福祉法人藤水福祉会	藤水保育園	津市藤方 1 5 3 1 番地
社会福祉法人三重清暉会	志登茂保育園	津市一身田平野 3 6 1 番地 1
社会福祉法人上浜福祉会	上浜保育園	津市上浜町五丁目 1 5 0 番地
社会福祉法人洗心福祉会	はなこま保育園	津市高茶屋小森町 4 1

		5 9 番地
社会福祉法人藤水福祉会	風の子藤水保育園	津市雲出島貫町 1 7 3 5 番地 5
社会福祉法人すぎのこ福祉会	すぎのこ保育園	津市久居中町 3 3 6 番地 4
社会福祉法人自由学苑福祉会	久居保育園	津市久居西鷹跡町 3 6 5 番地 1 1
社会福祉法人豊津児童福祉会	ゆたか保育園	津市河芸町中別保 1 6 5 6 番地
社会福祉法人三鈴会	さくら保育園	津市河芸町影重 1 1 4 0 番地 1
社会福祉法人ライト	美里さつき保育園	津市美里町五百野 1 6 1 7 番地 1
社会福祉法人洗心福祉会	第二はなこま保育園	津市高茶屋小森上野町 7 7 8 番地
社会福祉法人藤水福祉会	風の丘藤水保育園	津市戸木町 4 6 0 7 番地
社会福祉法人自由学苑福祉会	大川乳幼児保育園	津市大谷町 2 4 0 番地

津市告示第 1 1 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
西丸之内地内	1	平成 2 9 年 4 月 3 日
南新町地内	1	平成 2 9 年 4 月 4 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 4 月 1 0 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 4 月 1 4 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 4 月 1 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 4 月 1 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 4 月 2 0 日
桜橋一丁目地内	1	平成 2 9 年 4 月 2 0 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 4 月 2 1 日
高茶屋小森町地内	2	平成 2 9 年 4 月 2 1 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	6	平成 2 9 年 4 月 2 4 日
津興地内	2	平成 2 9 年 4 月 2 5 日
アスト公共自転車等駐車場	5 6	平成 2 9 年 4 月 2 7 日
白塚町地内	1	平成 2 9 年 4 月 2 8 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 1 1 3 号

平成 2 8 年産大豆に係る畑作物共済（全相殺方式）の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例を廃止する条例（平成 2 8 年津市条例第 3 5 号）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前の津市農業共済条例（平成 1 8 年津市条例第 1 8 5 号）第 1 1 5 条の規定により、畑作物共済加入者ごとに共済金の支払額、畑作物共済減収量、共済金の支払期日及び共済金の支払方法を次のとおり公表する。

平成 2 9 年 5 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

共済金支払額、減収量等一覧

加入者	地域	共済金支払額 (円)	減収量 (kg)	支払期日	支払方法
A	芸濃	1,343,457	3,963	平成29年5月26日	口座振込
B	芸濃	304,422	898		
C	芸濃	1,316,337	3,883		
D	安濃	68,663	577		
E	安濃	39,324	116		
F	安濃	94,248	792		
G	美里	744,345	6,255		
H	美里	479,007	1,413		
I	白山	481,380	1,420		
J	白山	176,953	1,487		
K	一志	16,779	141		
L	一志	2,856	24		
M	一志	22,610	190		
1 3 人	計	5,090,381	21,159		

津市告示第 1 1 4 号

計量器の定期検査を次のとおり実施するので、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 2 1 条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 定期検査の対象となる計量器

質量計のうち、計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 2 条第 2 号に定める非自動はかり、分銅及びおもり

2 検査日時及び場所

検査日	曜日	検査時間	検査場所
平成 2 9 年 8 月 8 日	火	午前 1 0 時から正午まで	津市計量検査所 (津市本庁舎敷地内)
平成 2 9 年 8 月 1 7 日	木	午前 1 0 時 1 5 分から正午 まで	津市美杉総合文化センタ ー
平成 2 9 年 8 月 1 8 日	金	午前 1 0 時から正午まで	津市久居体育館
平成 2 9 年 8 月 2 1 日	月	午前 1 0 時 1 5 分から正午 まで	津市白山庁舎
平成 2 9 年 8 月 2 2 日	火	午前 1 0 時から正午まで 午後 1 時から午後 2 時まで	津市香良洲公民館 (津市香良洲庁舎東隣)
平成 2 9 年 8 月 2 3 日	水	午前 1 0 時から正午まで	津市高茶屋市民センター
平成 2 9 年 8 月 2 3 日	水	午後 2 時から午後 3 時まで	津市橋南市民センター
平成 2 9 年 8 月 2 4 日	木	午前 1 0 時から正午まで	津市一志高岡公民館 (津市一志庁舎西隣)
平成 2 9 年 8 月 3 1 日	木	午後 1 時から午後 3 時まで	津市計量検査所 (津市本庁舎敷地内)

3 検査対象地域

津地域（修成地区、育生地区、南が丘地区、藤水地区、高茶屋地区、雲出

地区)、久居地域、香良洲地域、一志地域、白山地域、美杉地域

津市告示第 1 1 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第 1 6
条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 5 月 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 5 月 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 9 年 5 月 8 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 9 年 5 月 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 5 月 9 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 9 年 5 月 1 0 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 5 月 1 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 5 月 1 2 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 9 年 5 月 1 5 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 1 1 6 号

下記の者の差押調書謄本等は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 9 年 5 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○○	○○ ○○	差押調書謄本、債権差押解除通知書及び配当計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○○○ ○○○ ○○	差押調書謄本及び配当計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○	差押調書謄本及び配当計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○○ ○○○ ○○○○○ ○○○○○○○	差押調書謄本及び配当計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○○ ○ ○○○○○○○○ ○ ○○○	差押調書謄本及び配当計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○	○○ ○	配当計算書謄本

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 1 1 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 3 年津市告示第 1 8 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

栗真町屋町連合自治会

三重県津市栗真町屋町 7 1 4 番地 1

代表者 山田 義則

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	幾田 宗男 三重県津市栗真町屋町 1 3 5 7 番地 7
変更後	山田 義則 三重県津市栗真町屋町 1 1 3 8 番地 3

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 9 年 5 月 1 4 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 1 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 9 年津市告示第 1 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

上太郎生地区自治会連合会

三重県津市美杉町太郎生 1 1 2 6 番地 2

代表者 中林 則孝

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	國嶋 泰彦 三重県津市美杉町太郎生 5 8 2 番地
変更後	中林 則孝 三重県津市美杉町太郎生 6 4 1 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 9 年 5 月 1 4 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 1 9 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、次の区域の地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業計画が定められた年月日
平成 2 9 年 4 月 1 日
- 2 調査を行う者の名称
津市
- 3 調査地域
一区、香良洲①、香良洲②、香良洲③、佐田①及び佐田②－ 1
- 4 調査期間
告示の日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 2 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 3 年白山町告示第 4 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

美里区自治会

三重県津市白山町山田野 6 0 番地 3

代表者 増田 晃一

2 変更に係る事項

(1) 事務所の所在地

変更前	三重県津市白山町山田野 7 5 6 番地 1
変更後	三重県津市白山町山田野 6 0 番地 3

(2) 代表者の氏名及び住所

変更前	藤田 初男 三重県津市白山町山田野 7 5 6 番地 1
変更後	増田 晃一 三重県津市白山町山田野 6 0 番地 3

3 変更年月日

平成 2 9 年 4 月 1 日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者及び事務所の所在地の変更が、平成 2 9 年 1 月 2 2 日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 1 2 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス（久居地域）の使用料

2 委託先

津市大門 1 5 番 2 2 号

タカモリタクシー株式会社

3 委託期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 2 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス（河芸地域）の使用料
- 2 委託先
津市中央 1 番 1 号
三重交通株式会社
- 3 委託期間
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 2 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス（芸濃地域）の使用料

2 委託先

津市大門 1 5 番 2 2 号

タカモリタクシー株式会社

3 委託期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 2 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス（美里地域）の使用料
- 2 委託先
津市中央 1 番 1 号
三重交通株式会社
- 3 委託期間
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 2 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス（安濃地域）の使用料

2 委託先

津市大門 1 5 番 2 2 号

タカモリタクシー株式会社

3 委託期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 2 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス（一志地域）の使用料
- 2 委託先
津市一志町高野 2 2 5 番地 1
一志運輸株式会社
- 3 委託期間
平成 2 9 年 4 月 3 日から平成 3 0 年 3 月 3 0 日まで

津市告示第 1 2 7 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス（白山地域）の使用料
- 2 委託先
津市中央 1 番 1 号
三重交通株式会社
- 3 委託期間
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 2 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス（美杉地域）の使用料
- 2 委託先
津市中央 1 番 1 号
三重交通株式会社
- 3 委託期間
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 2 9 号

平成 2 9 年第 2 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 9 年 5 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成 2 9 年 6 月 5 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第 1 3 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 5 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 廃 止 の 区 間	供用廃止 年月日
7 0 8 5	高茶屋小森町里ノ上 第 1 号線	津市高茶屋小森町字竹縄 2 8 7 番 1 地先から 津市高茶屋小森町字竹縄 2 9 4 番 1 地先まで	平成 2 9 年 5 月 2 9 日

津市告示第 1 3 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 5 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

路線名 4 0 8 0 塔世橋南郊線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市港町 5 1 3 番 9 地先から 津市港町 5 1 3 番 9 地先まで	旧	11.3 ～16.7	47.4
津市港町 5 1 3 番 9 地先から 津市港町 5 1 3 番 9 地先まで	新	18.8 ～23.4	47.4

津市告示第 1 3 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 0 年津市告示第 1 7 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

杜の街アカシアの丘自治会

三重県津市河芸町杜の街二丁目 3 0 番地 1 9

代表者 下鳥 昌司

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	畠田 康宏 三重県津市河芸町杜の街二丁目 5 番地 9
変更後	下鳥 昌司 三重県津市河芸町杜の街二丁目 3 3 番地 5

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 9 年 4 月 2 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 3 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年一志町告示第 1 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

向川原自治会

三重県津市一志町大仰 1 5 2 番地 5

代表者 中川 諭

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	岡野 茂樹 三重県津市一志町大仰 7 4 番地
変更後	中川 諭 三重県津市一志町大仰 3 6 4 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 9 年 4 月 8 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 3 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年一志町告示第 2 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

岩垣内自治会

三重県津市一志町波瀬 4 2 3 9 番地 2

代表者 池下 正則

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	古田 寛 三重県津市一志町波瀬 4 2 4 5 番地 2
変更後	池下 正則 三重県津市一志町波瀬 4 0 8 1 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 9 年 3 月 2 5 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 3 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 2 年一志町告示第 1 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

野田一自治会

三重県津市一志町高野 5 0 番地 2

代表者 田中 一也

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	川合 幸夫 三重県津市一志町高野 3 5 番地 6
変更後	田中 一也 三重県津市一志町高野 3 6 番地 1 9

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 9 年 4 月 9 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 3 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年一志町告示第 1 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中村自治会

三重県津市一志町波瀬 2 0 1 9 番地

代表者 近藤 正之

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	土肥 真澄 三重県津市一志町波瀬 2 1 9 3 番地 3
変更後	近藤 正之 三重県津市一志町波瀬 2 0 3 6 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 9 年 4 月 1 6 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 3 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 1 年一志町告示第 2 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

野口自治会

三重県津市一志町波瀬 5 0 1 0 番地

代表者 藤岡 修

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	伊藤 由宗 三重県津市一志町波瀬 5 0 1 2 番地 1
変更後	藤岡 修 三重県津市一志町波瀬 5 0 3 7 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 9 年 3 月 2 5 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 3 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 3 年津市告示第 1 6 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

下之世古自治会

三重県津市一志町波瀬 1 7 9 4 番地 2

代表者 谷 政博

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	水谷 賢次 三重県津市一志町波瀬 1 5 4 7 番地 1
変更後	谷 政博 三重県津市一志町波瀬 1 7 9 7 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 9 年 3 月 2 5 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 1 3 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 5 年一志町告示第 3 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

片山自治会

三重県津市一志町大仰 8 7 8 番地 2

代表者 飯田 紳一郎

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	岡野 誠 三重県津市一志町大仰 8 8 5 番地
変更後	飯田 紳一郎 三重県津市一志町大仰 9 1 3 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 9 年 3 月 5 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 4 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 6 年一志町告示第 1 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

遠河自治会

三重県津市一志町波瀬 2 3 2 3 番地 3

代表者 森田 秀昭

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	竹内 正人 三重県津市一志町波瀬 3 5 5 9 番地
変更後	森田 秀昭 三重県津市一志町波瀬 3 5 9 1 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 9 年 3 月 1 2 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 4 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 9 年一志町告示第 3 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

室ノ口自治会

三重県津市一志町波瀬 6 4 0 0 番地 3

代表者 林 克明

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	齋藤 登 三重県津市一志町波瀬 7 0 2 1 番地 3
変更後	林 克明 三重県津市一志町波瀬 7 0 1 9 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 9 年 3 月 1 8 日の定期総会において改選されたため。

津市公告第 57 号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 215 号。以下「条例」といいます。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公募します。

平成 29 年 5 月 16 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件をすべて備える者としてします。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除きます。）にあつては、この限りではありません。

ア 60 歳以上の者

イ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

- (ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度
- (イ) 精神障害（知的障害を除きます。以下同じです。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度
- (ロ) 知的障害 (イ) に規定する精神障害に該当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者

カ 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない者

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止等法」といいます。）第 1 条第 2 項に規定する被害者で(7)又は(イ)のいずれかに該当する者

(7) 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は同法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの

(2) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者

ア A 区分住宅 158,000 円以下（裁量階層世帯 259,000 円以下）

イ B 区分住宅 114,000 円以下（裁量階層世帯 158,000 円以下）

裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。

(7) 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 2 級までのいずれかに該当する程度

c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に該当する程度

(イ) 申込者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者のみである世帯

(7) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症ま

で又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がいる世帯

- (イ) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者があ
る世帯
- (ロ) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金
の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等が
ある世帯
- (ハ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日か
ら起算して5年を経過していない者がある世帯
- (ニ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

ウ 収入については、申込者及び同居予定者の過去1年間における所得税
法（昭和40年法律第33号）の例に準じて算出した所得金額の合計か
ら次に掲げる額を控除した額を12で除した額とします。

- (ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族1人につき38万円
- (イ) 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
- (ロ) 特定扶養親族1人につき25万円
- (エ) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者1人に
つき27万円（特別障害者の場合は、1人につき40万円）
- (オ) 申込者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合その寡婦又は寡夫1
人につき27万円（所得金額が27万円未満である場合には、当該所
得金額）

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者
- (4) 津市内に住所又は勤務場所を有する者
- (5) 市町村税等を滞納していない者
- (6) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等
に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
でないこと。
- (7) 条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

平成29年6月1日（木）から同年6月6日（火）までの午前8時30
分から午後5時15分までとします。ただし、土曜日及び日曜日は除きま
す。

(2) 申込方法

入居申込みは、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからクまでの書類を添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎 6 階）又は市営住宅課久居分室（ポルタひさい南館 1 階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年津市条例第 40 号）第 4 条第 2 項又は第 3 項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができるときは、当該書類の提出に代えることができます。

イ 申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、母子世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ 現住居が借家、間借りの場合は、賃貸借契約書の写し又は過去 3 箇月間の家賃の領収書の写し

ク その他必要な書類

3 優先入居住宅への申込み

次の各号に掲げる者は、条例第 10 条第 3 項に定める優先入居住宅の募集がある場合、申込みを行うことができます。

(1) 条例第 5 条各号に該当する者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子で 20 歳に満たない児童と同居し、扶養している者

(3) 申込者又は同居予定者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない者

(4) 永住帰国を希望する中国残留邦人等

- (5) 申込者が60歳以上の者であり、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者であること。
- (6) 18歳未満の子が3人以上いる者
- (7) 申込者又は同居予定者が心身障害者（身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A1（最重度）～B1（中度）の交付を受けた者）であること。
- (8) 申込者又は同居予定者が戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症であること。

4 住宅入居申込書の配付

住宅入居申込書は、平成29年5月16日（火）から平成29年6月6日（火）までの午前8時30分から午後5時15分に、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配付します。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

5 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます。）を選考します。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱（平成18年訓第182号）に基づき、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択します。優先入居住宅のある抽選は、一般住宅の抽選に先立ち優先入居住宅の抽選を行い、続いて一般住宅の抽選を入居適格者と先の優先入居住宅の落選者により行います。

公開抽選会は、平成29年6月30日（金）の予定です。

6 募集住宅及び戸数

A区分住宅

- (1) 白塚団地 3戸（1戸）
津市白塚町58番地3 鉄筋コンクリート5階建 3DK
家賃 15,000円 ～ 33,300円
- (2) 高洲町アパート 2戸（1戸） 単身世帯可
津市高洲町20番8号ほか 鉄筋コンクリート4階建 3DK
家賃 10,700円 ～ 24,900円
- (3) 大井アパート 1戸 単身世帯可

- 津市中河原134番地 鉄筋コンクリート4階建 3DK
家賃 11,800円 ～ 25,100円
- (4) 南阿漕 1戸
津市阿漕町津興222番地8 鉄筋コンクリート4階建 3DK
家賃 15,400円 ～ 31,800円
- (5) 藤方団地 3戸(1戸)
津市藤方2135番地 鉄筋コンクリート5階建 3DK
家賃 12,800円 ～ 29,900円
- (6) 藤水団地 1戸 車椅子世帯用
津市藤方2135番地 鉄筋コンクリート3階建 3DK
家賃 21,400円 ～ 44,600円
- (7) 雲出 1戸
津市雲出長常町1026番地1 鉄筋コンクリート3階建 3DK
家賃 24,700円 ～ 56,800円
- (8) 森団地 1戸 単身世帯可
津市森町2134番地 簡易耐火2階建 2DK
家賃 7,900円 ～ 11,900円
- (9) 北口団地 2戸(1戸)
津市久居北口町1065番地9ほか 鉄筋コンクリート3階建 3DK
家賃 13,700円 ～ 32,700円
- (10) 桃里団地C棟 1戸 単身世帯可
津市戸木町2191番地 鉄筋コンクリート2階建 2DK
家賃 14,600円 ～ 33,700円
- (11) 桃里団地D棟 1戸
津市戸木町2191番地 鉄筋コンクリート6階建 2DK
家賃 20,700円 ～ 47,500円
- (12) 美里第1住宅 1戸
津市美里町北長野752番地1 鉄筋コンクリート3階建 3DK
家賃 14,300円 ～ 32,900円
- (13) 美里第2住宅 2戸(1戸) 単身世帯可
津市美里町北長野522番地1ほか 簡易耐火2階建 3K
家賃 8,000円 ～ 17,700円

B区分住宅

- (1) 朝夕アパート 1戸 単身世帯可
津市下弁財町津興802番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 7,700円 ~ 11,400円
- (2) 西城山アパート 3戸（1戸） 単身世帯可
津市城山三丁目10番 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 8,600円 ~ 13,200円

括弧内の戸数は優先入居住宅の戸数で、募集戸数の内数です。

家賃は、平成29年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等に応じた家賃となります。

また、平成30年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

7 入居の時期

平成29年8月上旬の予定です。

津市公告第 5 8 号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 2 1 5 号。以下「条例」といいます。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公募します。

平成 2 9 年 5 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件をすべて備える者としてします。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除きます。）にあつては、この限りではありません。

ア 6 0 歳以上の者

イ 障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

- (ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度
- (イ) 精神障害（知的障害を除きます。以下同じです。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度
- (ロ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害に該当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正 1 2 年法律第 4 8 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 1 1 7 号）第 1 1 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者

カ 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない者

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止等法」といいます。）第 1 条第 2 項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者

(ア) 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は同法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの

(2) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者

ア 158,000 円以下（裁量階層世帯 259,000 円以下）

裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。

(ア) 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 2 級までのいずれかに該当する程度

c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に該当する程度

(イ) 申込者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者のみである世帯

(ロ) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症である者がいる世帯

(ハ) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者があ

る世帯

(オ) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある世帯

(カ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある世帯

(キ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

イ 収入については、申込者及び同居予定者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額とします。

(ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族1人につき38万円

(イ) 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円

(ウ) 特定扶養親族1人につき25万円

(エ) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者1人につき27万円（特別障害者の場合は、1人につき40万円）

(オ) 申込者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合その寡婦又は寡夫1人につき27万円（所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額）

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者

(4) 津市内に住所又は勤務場所を有する者

(5) 市町村税等を滞納していない者

(6) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(7) 条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

平成29年6月1日（木）から平成30年3月30日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までを除きます。

(2) 申込方法

住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからクまでの書類を

添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎 6 階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

また、先着順で入居を希望する住宅を選択してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年津市条例第 40 号）第 4 条第 2 項又は第 3 項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができるときは、当該書類の提出に代えることができます。

イ 申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、母子世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ 現住居が借家、間借りの場合は、賃貸借契約書の写し又は過去 3 箇月間の家賃の領収書の写し

ク その他必要な書類

3 住宅入居申込書の配付

住宅入居申込書は、平成 29 年 5 月 16 日（火）から平成 30 年 3 月 30 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分に、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配付します。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平成 29 年 12 月 29 日から平成 30 年 1 月 3 日までを除きます。

4 選考

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます）を選考します。

入居適格者の数が募集戸数を上回った場合は、申込書の受付順に入居者を決定します。

5 募集住宅及び戸数

(1) ぜにやま団地 5戸 単身世帯可
津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 7,400円 ~ 12,500円

(2) ぜにやま団地 7戸
津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート4階建 3DK
プレキャストコンクリート4階建 3DK
家賃 8,400円 ~ 28,200円

家賃は、平成29年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等に応じた家賃となります。

また、平成30年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

6 入居の時期

入居準備完了次第、随時となります。

津市公告第 59 号

津市営美杉住宅の補充入居者を津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例 216 号。以下「条例」といいます。）第 3 条第 1 項の規定により次のとおり公募します。

平成 29 年 5 月 16 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入居資格

市営美杉住宅に入居することができる者は、次の各号の要件をすべて備える者としてします。

- (1) 当該住宅に入居することが確実な者であること。
- (2) 条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者であること。
- (3) 市町村税等を滞納していない者であること。
- (4) 申込者又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 施設の利用に関し、市が定めた事項を遵守できる者であること。

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

平成 29 年 6 月 1 日（木）から平成 30 年 3 月 30 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び平成 29 年 12 月 29 日から平成 30 年 1 月 3 日までを除きます。

(2) 申込方法

市営美杉住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからエまでの書類を添付の上、市営住宅課久居分室（ポルタひさい南館 1 階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

入居申込みは、先着順に受付します。

- ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書
- イ 申請者、同居予定者全員の住民票の写し
- ウ 市町村税の完納証明書
- エ その他必要な書類

3 住宅入居申込書の配付

美杉住宅入居申込書は、平成29年5月16日（火）から平成30年3月30日（金）までの午前8時30分から午後5時15分に、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配付します。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までを除きます。

4 選考

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます）を選考します。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った場合は、申込書の受付順に入居者を決定します。

5 募集住宅及び戸数

コミュニティ瑞穂 1戸

津市美杉町太郎生1939番地

家賃 32,000円

木造かわらぶき2階建 3LDK

6 入居の時期

入居準備完了次第となります。

津市公告第 6 0 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 9 年 5 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成 2 9 年 5 月 1 0 日
- 2 抑留期間 平成 2 9 年 5 月 2 2 日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市栗真町屋町	雑種	茶	雌	中	9 1 日 以上	首輪なし

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 6 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 9 年 5 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 指定に係る道路の種類
建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号
- 2 指定の年月日
平成 2 9 年 5 月 1 8 日
- 3 指定道路の位置
津市大倉 3 7 1 番 1
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長
3 2 . 4 0 メートル
 - (2) 幅員
5 . 0 メートル

津市公告第 6 2 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定により津市農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更し、同条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を別紙のとおり公告します。

なお、別冊及び別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課に備え置いて縦覧に供します。

平成 2 9 年 5 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 6 3 号

平成 2 9 年度津市職員採用試験前期日程（平成 3 0 年度採用予定）を次のとおり実施します。

平成 2 9 年 5 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 採用予定人数及び受験資格

採用 用人 予数	受 験 資 格	
	学 歴 等	生 年 月 日 等
二 人 程 度	(1) 次のすべての条件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成30年3月卒業（修了）見込み（ただし、高等学校の卒業見込みを除く。）の人 イ 上記アに掲げる学校等において土木に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	☐ 大学院修了 昭和59年4月2日以降出生の人 ☐ 大学卒 昭和61年4月2日以降出生の人 ☐ 短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒 昭和63年4月2日以降出生の人 ☐ 高等学校卒 平成2年4月2日以降出生の人
	地方公務員法第16条（欠格条項）の各号の一に該当しない人で通勤可能な人	

2 職務内容

土木事業に係る計画、設計、施工管理等に関する技術的業務

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

平成29年6月1日（木）から平成29年6月28日（水）まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市職員採用試験申込書（受験票付き）----- 1 通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

（印刷用紙は白色の A4 版（縦：29.7cm、横：21cm）を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色の A4 版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。）

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

※ 申込書は必ず受験者本人が直筆で記入してください。

イ 返信用封筒----- 2 通（持参による申込みの場合は 1 通）

※ 返信用封筒のサイズ：長形 3 号（縦：23.5cm、横：12cm）

※ この返信用封筒により受験票及び第 1 次試験に係る合否の通知（持参による申込みの場合は、第 1 次試験に係る合否の通知）を送付しますので、8.2 円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。

(3) 提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

平成29年6月28日（水）午後5時15分までに津市総務部総務課文書・公開担当（津市本庁舎7階）に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課あて

イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。

平成29年6月28日（水）午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

【提出先】津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課（津市本庁舎6階）

※ 郵送による提出に御協力をお願いします。

（4）その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却（又は返信用封筒により返送）し、又は受験を無効とすることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で平成29年7月3日（月）までに受験票が届かないときは、津市総務部人事課（電話番号 059-229-3106）へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による提出はできません。

オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

（1）試験科目

教養試験及び専門試験

（2）試験の内容

試 験 科 目	試 験 の 内 容
教 養 試 験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての択一式による筆記試験
専 門 試 験	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工に関する択一式による筆記試験

※ 教養試験及び専門試験の問題は、高等学校卒業程度です。

※ 試験問題は、活字印刷文で出題します。

※ 上記試験科目の試験実施後、職場適応性検査も併せて実施予定です。

（3）試験日

平成29年7月9日（日）

(4) 試験場所

津市本庁舎（津市西丸之内23番1号）

(5) 結果発表

平成29年7月25日（火）（予定）に受験者全員に対し、可否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目・試験日

試験科目	試験日
口述試験（個人面接） 実地試験（グループワーク）（予定）	平成29年8月2日（水）（予定）

※ 詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(2) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 結果発表

平成29年8月中旬に第2次試験受験者全員に対し、可否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目・試験日

試験科目	試験日
口述試験（個人面接） 集団討議（予定）	平成29年8月下旬（予定）

※ 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

(2) 試験場所

第2次試験の結果発表の際に通知します。

(3) その他

第3次試験の受験日までに最終学校卒業（見込）証明書等の書類を提出していただきます。

詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

7 最終合格者発表

平成29年9月上旬に第3次試験受験者全員に対し、合否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。
なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者については、平成30年4月1日に採用する予定です（当該採用日に勤務できないときは、採用されない場合があります。）。
- (2) 上記(1)の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合や欠員が生じた場合等に合格者として繰り上げることがあります。
なお、当該繰上げを行う期間は、平成31年3月31日までとします。
- (3) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

9 採用後の給与等

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

学歴	初任給（給料）※1	給与月額（見込）※2
大学院（修士課程）修了	191,700円	227,800円
大学卒	178,200円	211,700円
短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒	161,700円	192,100円
高等学校卒	150,500円	178,800円

※1 上記の初任給は、新卒者等に係る平成29年4月1日付けでの採用の場合の初任給であり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。また、職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

※2 上記の給与月額は、給料、地域手当（勤務地：津市）及び時間外勤務手当を含んでいます（100円未満の金額については切り捨てで表記しています。）。また、時間外勤務手当については、平成28年度1人当たりの平均時間外勤務時間数（15時間程度）で算出しています。

なお、上記の給与以外に、期末・勤勉手当（平成28年度実績4.3月分）が別途支給されます。また、支給要件に応じて扶養手当、住居手当、通勤手当も支給されます。

10 勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。ただし、勤務場所により異なる場合があります。

（２）勤務場所

本庁、各総合支所、その他市の機関及び施設で勤務します。

（３）休日

原則として、週休２日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（１２月２９日から翌年の１月３日まで）があります。ただし、勤務場所により異なる場合があります。

（４）休暇等

年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇、介護時間、育児休業及び部分休業等があります。

（５）福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合等に参加し、医療に係る給付等が受けられます。

ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

（６）人事・研修制度

ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する部課等を申告する自己希望調書を毎年提出することができます。

イ プリセプター制度

市の業務内容や先輩との人間関係等について、新規採用職員が抱く不安等を軽減するための仕組みとして、採用されてから一定の期間、１人の新人に対して、１人の先輩職員が指導者として担当し、心理的なサポートや職務遂行能力の指導・向上を図るプリセプター制度を導入しています。

ウ 研修制度

実務研修、職務実践研修など様々な研修を実施しています。

11 その他

（１）条件付採用について

採用後６か月の間は、地方公務員法第２２条第１項に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません）。

（２）他の試験との併願について

今後実施される他の津市職員採用試験等と併願が可能です。また、今回の試験結果は、今後の採用試験の可否には一切影響することはありません。

（３）問い合わせ

この試験の詳細については津市総務部人事課（津市本庁舎６階）までお問い合わせください。
電話番号（０５９－２２９－３１０６）

◎ 日本国籍を有しない人が津市職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職及び技術職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が津市職員(事務職及び技術職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公権力の行使」に係る職務について

「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

(「公権力の行使」に係る職務の具体例)

- ※ 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可などに係る業務

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関する担当副参事(課長級)、担当参事(部次長級)及び担当理事(部長級)が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

津市公告第 6 4 号

津市統合型校務支援システム構築等業務に係るプロポーザルを実施するので、
公告します。

平成 2 9 年 5 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 業務概要

- (1) 業務名 津市統合型校務支援システム構築等業務
- (2) 履行期間 契約締結日から平成 3 4 年 9 月 3 0 日まで
ただし、システム構築・機器等設置期限は平成 2 9 年 9 月
3 0 日とし、当該期限までに全ての機器等について初期環境
設定及び動作検証が終了しているものとします。
- (3) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない金額※）
1 2 4 , 0 6 0 千円

内訳

（単位：千円）

年 度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度から 平成 3 3 年度まで	平成 3 4 年度
上限額	1 2 , 4 0 6 (6 箇月分)	2 4 , 8 1 2 (1 年度当たり)	1 2 , 4 0 6 (6 箇月分)

※ 消費税額は別途、各業務の確定金額となる日の法律を適用し、請求金額
は税込の金額（1 円未満の端数は切り捨て）となります（年度途中で法律
の改正があった場合は、その経過措置等を適用します。）。

2 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす
津市に本店又は支店等を有する事業者若しくは、地元事業者（津市に本店又
は支店等を有する者）と他の事業者とのコンソーシアム方式（以下「共同の
事業体」といいます。）であり、代表となる事業者と代表となる事業者以外
の事業者のいずれも以下の参加資格要件の全てを満たす共同の事業体である
こと。

- (1) 津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 7 条に規定する津市競
争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあ
っては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

- ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - エ 印鑑（登録）証明書
 - オ 本市の区域内に事業所を有する法人にあっては、市税に係る事業所の完納を証明する書類
 - カ 本市の区域内に事業所を有する個人にあっては、市税に係る完納を証明する書類
 - キ 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書
 - ク 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (3) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申

立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。

３ プロポーザル実施スケジュール

公告	平成２９年 ５月２５日（木）から
実施要領等の配布	平成２９年 ５月２５日（木）から ６月１９日（月）午後３時まで
質問書の受付	平成２９年 ５月２５日（木）から ６月 ８日（木）午後３時まで
質問の回答期限	平成２９年 ６月１４日（水）午後５時まで
参加表明書提出期限	平成２９年 ６月１９日（月）午後５時まで
提案書提出期限	平成２９年 ６月２６日（月）午後５時まで
第１次審査（書面審査）	平成２９年 ６月２９日（木）から ６月３０日（金）まで
第１次審査結果通知	平成２９年 ７月 ３日（月）まで
第２次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	平成２９年 ７月 ７日（金）午後１時３０分から
審査結果通知	平成２９年 ７月１０日（月）以降速やかに

４ 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ当該企画提案記事内からダウンロードをしてください。

５ 契約の相手方の最優先候補者の選定について

提案書は、津市統合型校務支援システム構築等業務プロポーザル方式審査委員会において審査し、最も高い評価を得た提案を行った提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下「最優先候補者」といいます。）として選定します。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行います。

なお、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に向けての協議を行います。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市統合型校務支援システム構築等業務に係るプロポーザル実施要領」によります。

【問い合わせ先】

津市教育委員会事務局学校教育課

電話 059-229-3244

FAX 059-229-3257

津市公告第 6 5 号

下記のとおり差押財産の公売を行いますので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 3 1 条第 6 項、第 3 7 3 条第 7 項及び第 4 5 9 条第 6 項の規定において、その例によることとされている国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 9 5 条及び第 9 9 条の規定に基づき公告します。

平成 2 9 年 5 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

公売財産概要書

売却区分番号	公売財産 (基本情報)	見積価格	公売保証金額
TN29-01	絵画 大西 胤之「伊勢」油彩 1.名称 絵画 2.数量 1 3.サイズ(額を含む)(およそ)縦39.8cm×横43.1cm 4.重さ(額を含む)(およそ)2.4kg 5.上代価格(税込)は、90,000円です。 作者本人に確認済みです。	49,000円	5,000円
TN29-02	絵画 大西 胤之「聖夜」油彩 1.名称 絵画 2.数量 1 3.サイズ(額を含む)(およそ)縦51.3cm×横42.0m 4.重さ(額を含む)(およそ)3kg 5.上代価格(税込)は、120,000円です。 作者本人に確認済みです。	65,000円	7,000円
公売財産 (基本情報) 共通	6.保管状況 津市役所において保管しています。 7.上記のサイズ、重さは職員による計測で正確なサイズ、重さを保証するものではありません。 8.真贋については作者本人に確認済みです。鑑定書は附属していません。 9.画像は撮影の状況やご覧になるパソコンによって実際と色合いが異なる場合があります。 10.公売財産は買受代金納付時の現況有姿にて引渡します。 11.原則として公売財産の引渡は津市役所で行います。輸送による引渡を希望する場合、原則として津市役所が指定する輸送会社による『着払い』発送となります。 12.落札者が公売財産の梱包、輸送等の手配を輸送業者に依頼する場合は津市役所までご連絡ください。 13.輸送費用等は落札者の負担となります。 14.津市役所では、輸送費用の立替払い、直接引渡時や輸送発送時の梱包等はいりません。各輸送業者によく確認のうえ手配してください。 15.いかなる理由であっても、引渡した公売財産の返品・交換はできません。 16.引渡の期限は、売却決定後から1か月以内です。引き取りがない場合は、津市役所で処分します。 17.参加申込期間中、公売財産の下見ができます。事前にご連絡いただければ随時対応します。 18.公売財産の状況などを正確に把握されるために、実物をご確認されることをお勧めします。		

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

公 売 日 時	公売参加申込期間	平成29年5月26日 13時00分 から 平成29年6月12日 23時00分まで		
	入 札 期 間	平成29年6月19日 13時00分 から 平成29年6月21日 23時00分まで		
公 売 の 場 所		ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上		
公 売 の 方 法		期間競り売り（別紙に記載する売却区分ごとに売却する。）		
最高価申込者の決定の日時		平成29 年6月22日	10時00分	最 高 価 申 込 者 の 決 定 の 場 所
売 却 決 定 の 日 時		平成29 年6月22日	17時00分	売 却 決 定 の 場 所
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限		平成29 年6月29日	14時30分	津市役所政策財務部収税課
公 売 保 証 金 の 納 付 の 期 限		平成29 年6月12日	23時00分	
公 売 保 証 金		別紙のとおり	見 積 価 額	別紙のとおり
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。		
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件		差押財産を換価される滞納者（その依頼人を含む）及び税務職員並びに国税徴収法第108条第1項各号に該当する者は、買受人となる資格がありません。		
公 売 財 産 の 表 示		別紙のとおり		
そ の 他 の 事 項		「津市インターネット公売ガイドライン」（津市役所政策財務部収税課備付）のとおり		

（注）公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額又は買受申込価額をもって行います。

公 売 財 産 の 表 示 、 公 売 保 証 金 及 び 見 積 価 額

売却区分 番 号	名 称 、 数 量 、 性 質 及 び 所 在 公 売 財 産 上 の 賃 借 権 等 の 権 利 の 内 容	公売保証金	見積価額	その他 事 項
TN29-01 TN29-02	別紙「公売財産概要書」のとおり			

津市公告第 6 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 9 年 5 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 9 年 5 月 1 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋小森町字竹縄 1 4 4 番 1 ほか 1 6 8 筆（第 1 工区）
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
イオンモール株式会社
代表取締役 吉田 昭夫

津市公告第 6 7 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 9 年 5 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

429052902

公 告 日	平成29年5月29日	業 務 担 当 課	営繕課
業 務 名	平成29年度営市交第1-21号 津市新町幼稚園解体工事に係る設計業務委託		
業 務 場 所	津市 新町三丁目	地内	
業 務 概 要	解体 管理保育棟 鉄筋コンクリート造2階建 延面積600m2 保健室棟 鉄筋コンクリート造平家建 延面積41m2 プール、倉庫、外構等 ※上記に係る設計業務委託 一式		
期 間	契約締結の日から 平成29年11月7日 まで		
発 注 業 種	建築関係コンサルタント		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
	同種業務 実績要件		
	技術者要件	主任技術者	一級建築士（本市発注業務における専任配置）
その他要件			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで	
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214	
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成29年6月1日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	平成29年6月6日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333	
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提 出 期 限	平成29年6月9日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月14日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予 定 価 格	1,399,000 円 （税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免 除		
契約保証金	免 除		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

429052903

公 告 日	平成29年5月29日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成29年度営教総第1-20号 津市立櫛形小学校ほか2校給食受入施設改修工事に係る設計業務委託				
業 務 場 所	津市 分部ほか2町	地内			
業 務 概 要	改修 津市立櫛形小学校 給食棟(給食受入施設改修) 津市立栗真小学校 給食棟(給食受入施設改修) 津市立片田小学校 給食棟(給食受入施設改修) ※上記に係る設計業務委託 一式				
期 間	契約締結の日から 平成29年11月24日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント	部 門	建築一般
		建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成29年6月1日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成29年6月6日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成29年6月9日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月14日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	1,925,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

429052904

公 告 日	平成29年5月29日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成 2 9 年度営教総第 1－2 2 号 津市立久居中学校改修工事に係る設計業務委託				
業 務 場 所	津市 久居西鷹跡町 地内				
業 務 概 要	改修 管理教室棟 鉄筋コンクリート造4階建 延面積4, 328m2 屋内運動場 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 2階建 延面積1, 504m2 特別教室棟 鉄筋コンクリート造3階建 延面積2, 210m2 渡り廊下 鉄筋コンクリート造2階建 延面積133m2 ※上記に係る設計業務委託 一式				
期 間	契約締結の日から 平成30年2月16日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント	部 門	建築一般
		建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)		
その他要件	一級建築士の資格を有する技術者を2名以上有すること				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成29年6月1日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成29年6月6日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成29年6月9日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月14日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	20,933,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

429052905

公 告 日	平成29年5月29日		工 事 担 当 課	下水道建設課
工 事 名	平成29年度下建排第1－1号 白塚排水機場内遊水池しゅんせつ業務委託			
工事場所	津市 白塚町		地内	
工事概要	機械しゅんせつ工 120m3			
工 期	契約締結の日から 平成29年9月29日 まで			
発注業種	しゅんせつ			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	・産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること ・しゅんせつ機械(強力吸引車)を有すること			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成29年6月1日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成29年6月6日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成29年6月9日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成29年6月14日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	5,283,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	無			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、 事後審査型条件付一般競争入札共通事項 のとおりとする。 ・ 格付要件 については、「平成28年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

429052906

公 告 日	平成29年5月29日	工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	平成29年度下施排第2-1号 下大新田樋門施設（フラップゲート）取替修繕			
工 事 場 所	津市 高茶屋小森上野町 地内			
工 事 概 要	フラップゲート取替 一式 フラップゲート(有効幅2,000mm×有効高2,000mm) 1門			
工 期	契約締結の日から 平成29年11月10日 まで			
発 注 業 種	鋼構造物			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間の官公庁等元請実績で以下のとおり 鋼構造物工事で発注された下水道施設等（ポンプ場、排水機場、処理場等）のゲート設備（幅×高さが3.2m2以上）の製作、据付工事又は修繕		
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（本市発注工事における専任配置）	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること （審査基準日：平成26年10月1日～平成27年9月30日）			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成29年6月1日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成29年6月6日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成29年6月9日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月14日 午前9時40分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	4,962,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	無			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。			

事後審査型条件付一般競争入札

429052907

公 告 日	平成29年5月29日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成29年度営香地第23号 香良洲エコ・ステーションストックヤード解体工事			
工 事 場 所	津市 香良洲町	地内		
工 事 概 要	解体 ストックヤード 鉄骨造平家建 延面積77m2 構内整備 ※上記に係る解体工事 一式			
工 期	契約締結の日から 平成29年9月8日 まで			
発 注 業 種	解体(経過措置が適用される場合は、とび・土工・コンクリート)			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1・A 2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間の官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり 解体又はとび・土工・コンクリート工事等で発注された解体工事等(建築一式工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成29年6月1日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成29年6月6日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成29年6月9日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月14日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	2,102,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ・格付要件については、「平成28年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

429052908

公 告 日	平成29年5月29日	工 事 担 当 課	市営住宅課	
工 事 名	平成29年度住第1号 旧津市市営中別保住宅解体工事			
工 事 場 所	津市 河芸町中別保	地内		
工 事 概 要	解体 2号棟 木造平屋建 延面積48m2 6号棟 木造平屋建 延面積54m2 9号棟 木造平屋建 延面積41m2 ※上記に係る解体工事 一式 10号棟 木造平屋建 延面積55m2 11号棟 木造平屋建 延面積36m2 外構、構内整備等			
工 期	契約締結の日から 平成29年9月8日 まで			
発 注 業 種	解体(経過措置が適用される場合は、とび・土工・コンクリート)			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1・A 2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間の官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり 解体又はとび・土工・コンクリート工事等で発注された解体工事等(建築一式工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成29年6月1日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成29年6月6日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成29年6月9日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月14日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	5,072,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ・格付要件については、「平成28年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

429052909

公 告 日	平成29年5月29日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成 2 9 年度北狭道補第 2 号 片田町地内狭あい道路整備工事			
工 事 場 所	津市 片田町	地内		
工 事 概 要	側溝工 24m 集水桝・マンホール工 1箇所 表層 66m2			
工 期	契約締結の日から 平成29年9月8日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】 津・香良洲	【地区】 津・香良洲	【格付】 D
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成29年6月1日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成29年6月6日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成29年6月9日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月14日 午前10時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	1,772,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・格付要件については、「平成28年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

429052910

公 告 日	平成29年5月29日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成29年度北狭道補第1号 芸濃町林地内狭あい道路整備工事			
工 事 場 所	津市 芸濃町林	地内		
工 事 概 要	側溝工 16m 集水桝・マンホール工 2箇所 表層 99m ²			
工 期	契約締結の日から 平成29年9月1日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】芸濃	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・美里・安濃	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成29年6月1日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成29年6月6日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成29年6月9日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月14日 午前10時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	1,314,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、 事後審査型条件付一般競争入札共通事項 のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 格付要件 については、「平成28年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

429052911

公 告 日	平成29年5月29日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成 2 9 年度北道維第 8 号 河芸町西千里地内道路修繕工事			
工 事 場 所	津市 河芸町西千里	地内		
工 事 概 要	側溝工 45m 集水桝・マンホール工 3箇所 表層 25m2			
工 期	契約締結の日から 平成29年9月15日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】 安芸	【地区】 河芸	【格付】 D・C・B・A2・A1
		【ブロック】 安芸	【地区】 芸濃・美里・安濃	【格付】 D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成29年6月1日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成29年6月6日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成29年6月9日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月14日 午前11時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	2,495,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・格付要件については、「平成28年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

429052912

公 告 日	平成29年5月29日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成29年度北道維第7号 一身田町地内道路修繕（舗装）工事				
工 事 場 所	津市 一身田町		地内		
工 事 概 要	表層 506m2				
工 期	契約締結の日から 平成29年8月25日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	平成29年6月1日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成29年6月6日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	平成29年6月9日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月14日 午前11時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	3,128,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・格付要件については、「平成28年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。				

事後審査型条件付一般競争入札

429052913

公 告 日	平成29年5月29日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成 2 9 年度南道維第 1 号 美杉町太郎生地内道路修繕（舗装）工事			
工 事 場 所	津市 美杉町太郎生	地内		
工 事 概 要	表層 7 4 3m2			
工 期	契約締結の日から 平成29年9月1日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】 久居	【地区】 美杉	【格付】 C ・ B ・ A
		【ﾌﾟﾛｯｸ】 久居	【地区】 一志・白山	【格付】 C
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月9日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成29年6月1日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成29年6月6日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成29年6月9日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月14日 午前11時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	4,318,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 格付要件については、「平成28年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

429052914

公 告 日	平成29年5月29日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成２９年度北道維第６号 一身田上津部田地内道路修繕工事				
工 事 場 所	津市 一身田上津部田		地内		
工 事 概 要	側溝工 183m 表層 293m2				
工 期	契約締結の日から 平成29年10月13日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】 C	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月16日		まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月16日		まで	
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成29年6月7日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成29年6月12日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成29年6月16日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月21日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	9,491,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 格付要件については、「平成２８年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。				

事後審査型条件付一般競争入札

429052915

公 告 日	平成29年5月29日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成 2 9 年度北道維第 1 0 号 高野尾町ほか 3 町地内道路修繕工事				
工 事 場 所	津市 高野尾町ほか 3 町		地内		
工 事 概 要	側溝工 151m 集水桝・マンホール工 1箇所 表層 557m2				
工 期	契約締結の日から 平成29年10月27日 まで				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】 C	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで			
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214			
設計図書等に関する質問	提出期限	平成29年6月7日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回答日	平成29年6月12日 ホームページにて回答			
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階） F A X 059－229－3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	平成29年6月16日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時及び場所	平成29年6月21日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7 階 入札室				
予定価格	10,105,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 格付要件については、「平成 2 8 年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。				

事後審査型条件付一般競争入札

429052916

公 告 日	平成29年5月29日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成２９年度北道維第５号 観音寺町地内道路修繕工事				
工 事 場 所	津市 観音寺町		地内		
工 事 概 要	側溝工 175m 集水桝・マンホール工 4箇所 表層 440m2				
工 期	契約締結の日から 平成29年11月2日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】 C	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成29年6月7日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成29年6月12日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成29年6月16日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月21日 午前9時40分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	12,491,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 格付要件については、「平成２８年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。				

事後審査型条件付一般競争入札

429052917

公 告 日	平成29年5月29日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成29年度北道維第9号 柳山津興及び下弁財町津興地内道路修繕工事			
工 事 場 所	津市 柳山津興及び下弁財町津興 地内			
工 事 概 要	側溝工 254m 集水桝・マンホール工 10箇所 表層 311m ²			
工 期	契約締結の日から 平成29年11月10日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成29年6月7日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成29年6月12日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成29年6月16日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成29年6月21日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	13,188,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、 事後審査型条件付一般競争入札共通事項 のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 格付要件 については、「平成28年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

429052918

公 告 日	平成29年5月29日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成２９年度南道維環第２号 元町５号線ほか３線道路整備工事				
工 事 場 所	津市 久居元町及び川方町		地内		
工 事 概 要	側溝工 73m 表層 1, 139m2				
工 期	契約締結の日から 平成29年9月29日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】久居	【地区】久居		【格付】C・B・A2・A1
		【ﾌﾞﾛｯｸ】久居	【地区】一志・白山		【格付】C・B
		【ﾌﾞﾛｯｸ】久居	【地区】美杉		【格付】C
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成29年6月7日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成29年6月12日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成29年6月16日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月21日 午前10時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	9,464,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・格付要件については、「平成２８年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。				

事後審査型条件付一般競争入札

429052919

公 告 日	平成29年5月29日	工 事 担 当 課	水産振興室	
工 事 名	平成29年度水振補第1号 香良洲漁港北防波堤延伸工事			
工 事 場 所	津市 香良洲町	地先		
工 事 概 要	基礎捨石工 1,363m ³ 本体ブロック製作工 39個 本体ブロック据付工 58個 被覆ブロック工 168個 上部コンクリート工 632m ³			
工 期	契約締結の日から 平成30年2月26日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	三重県内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間の官公庁等元請実績で以下のとおり 土木一式工事で発注された防波堤築造工事等で海上作業（作業船（起重機船）を使用して構造物の築造、据付を行う工種を含む工事）による工事で、契約金額が10,500万円以上（共同企業体による工事の場合は、出資比率20%以上とする。）		
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の監理技術者（専任配置）	
		現場代理人	常駐配置（監理技術者と兼務可）	
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること （審査基準日：平成26年10月1日～平成27年9月30日）		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成29年6月7日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成29年6月12日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成29年6月16日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月21日 午前10時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	120,376,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

事後審査型条件付一般競争入札

429052920

公 告 日	平成29年5月29日		工 事 担 当 課	水産振興室	
工 事 名	平成29年度水振補第2号 河芸漁港泊地及び航路浚渫工事				
工 事 場 所	津市 河芸町一色		地先		
工 事 概 要	グラブ浚渫工 18,045m3				
工 期	契約締結の日から 平成29年10月31日 まで				
発 注 業 種	しゅんせつ				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	三重県内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】		【格付】
		【ブロック】	【地区】		【格付】
		【ブロック】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間の官公庁等元請実績で以下のとおり しゅんせつ工事で発注された浚渫船を使用した漁港・港湾等のしゅんせつ工事で浚渫量 が14,500m3以上			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成26年10月1日～平成27年9月30日)				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成29年6月7日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成29年6月12日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成29年6月16日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月21日 午前10時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	70,958,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

事後審査型条件付一般競争入札

429052921

公 告 日	平成29年5月29日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	平成29年度建整道新第1号 上浜元町線道路改良（舗装）工事			
工 事 場 所	津市 久居北口町	地内		
工 事 概 要	表層 4, 271m ² 側溝工 617m 集水桝・マンホール工 21箇所			
工 期	契約締結の日から 平成29年12月8日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（監理技術者と兼務可）	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成29年6月7日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成29年6月12日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	平成29年6月16日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成29年6月21日 午前10時50分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予定価格	73,135,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・格付要件については、「平成28年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

429052922

公 告 日	平成29年5月29日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成29年度営短第27号 三重短期大学（渡り廊下）耐震補強その他工事			
工 事 場 所	津市 一身田中野	地内		
工 事 概 要	耐震補強 渡り廊下 改修 渡り廊下(防水改修・外壁改修) 管理棟(建具改修・防水改修・スロープ改修) 校舎棟(建具改修・防水改修) 研究棟(建具改修) 外構 ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 平成29年12月8日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級建築施工管理技士(建築)又は同等以上の者 (本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等 に関する 質 問	提 出 期 限	平成29年6月7日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成29年6月12日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成29年6月16日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月21日 午前11時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	52,182,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・格付要件については、「平成28年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

429052923

公 告 日	平成29年5月29日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成29年度営北第24号 津北工事事務所建築工事			
工 事 場 所	津市 西丸之内	地内		
工 事 概 要	新築 鉄骨造2階建 延面積577m2 ※上記に係る建築工事 一式			
工 期	契約締結の日から 平成30年2月28日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成29年6月7日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成29年6月12日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成29年6月16日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月21日 午前11時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	138,553,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・格付要件については、「平成28年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

429052924

公 告 日	平成29年5月29日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成29年度営北第25号 津北工事事務所電気設備工事			
工 事 場 所	津市 西丸之内	地内		
工 事 概 要	新築 鉄骨造2階建 延面積577m2 ※上記に係る電気設備工事 一式			
工 期	契約締結の日から 平成30年2月28日 まで			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級電気工事施工管理技士又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成29年6月7日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成29年6月12日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成29年6月16日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便 (株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月21日 午前11時30分 津市役所 (本庁舎) 7階 入札室			
予 定 価 格	42,667,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・格付要件については、「平成28年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

429052925

公 告 日	平成29年5月29日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成29年度営北第26号 津北工事事務所機械設備工事			
工 事 場 所	津市 西丸之内	地内		
工 事 概 要	新築 鉄骨造2階建 延面積577m ² ※上記に係る機械設備工事 一式			
工 期	契約締結の日から 平成30年2月28日 まで			
発 注 業 種	管			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成29年6月16日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成29年6月7日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成29年6月12日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成29年6月16日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成29年6月21日 午前11時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	22,304,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、 事後審査型条件付一般競争入札共通事項 のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 格付要件 については、「平成28年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

津市公告第 6 8 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 2 9 年 5 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 件名 市有財産売却に係る一般競争入札
- (2) 売却物件の概要

物件 番号 及び 区分 番号	物件 の 種類	物件の所在	地目	地積	備考
1	土地	津市川添町 6 1 番 3	宅地	100.56 m ²	市街化区域
2	土地	津市川添町 6 1 番 4	宅地	88.50 m ²	市街化区域

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とし、次に該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職（同条第 3 項第 1 号から第 2 号までに該当する者に限ります。）に属する津市職員
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められる者
- (4) 津市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフオーク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (6) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が役員等

(法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。)
である法人

- (7) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (8) 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
- (9) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (11) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
- (12) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (13) 20歳未満の者
- (14) 日本語が理解できない者
- (15) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込み

ア 仮申込期間

平成29年5月29日（月）13時から平成29年6月15日（木）
14時まで

イ 仮申込みの方法

ヤフオク！の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）から行ってください。

(2) 入札参加申込み（本申込み）

ア 申込期間

平成29年5月29日（月）13時から平成29年6月15日（木）
14時まで

イ 申込みの方法

仮申込みを行った後、次の書類を津市政策財務部財産管理課へ提出してください。

(3) 入札参加申込みに伴う提出書類

ア 公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）

津市ホームページから、所定の様式を出力の上、実印で押印してください。

イ 住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

エ 市区町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書

(7) 市区町村民税の納税証明書又は非課税証明書（平成27年度分及び平成28年度分）

(1) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書（平成28年度分及び平成29年度分）

(2) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書（平成28年度分及び平成29年度分）

オ 委任状（代理人により入札に参加する場合のみ）

代理人により入札に参加する場合は、受任者のイ及びウが必要になります。

カ 共同入札等申出書（一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札参加する場合のみ）

※ 提出書類のうち、イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において、発行後3か月以内のものに限ります。

複数物件を申し込まれる場合は、提出書類ア、オ及びカについては物件ごとに1部提出してください。イ、ウ及びエについては、1部のみ提出してください。

不動産を共同入札する場合は、共同入札者全員のイ、ウ及びエを提出してください。

一度ご提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) 入札参加申込みに当たっての留意事項

ア 売却物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、その状況を承知の上入札してください。

イ 土地（土地に建物が存する場合は、建物を含みます。）の申込みに当たっては、購入者において関係公簿などの閲覧により十分に調査を行い、

必ず現地を事前に確認してください。

ウ 買い受けた土地に建物を建築できるか否かについては、購入者が関係機関に確認を行うものとします。

また、進入路、敷地出入口などの加工は、購入者が関係機関に確認の上、建築基準法、都市計画法及び道路法などの関係法令に従い、購入者の負担により行うこととなります。

エ 落札後の契約及び所有権移転登記は、原則として、申込書に記載された申込者及び共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。

オ 共有する目的で申込みをされる場合、共同入札者全員が、入札参加の資格を有することが必要です。

カ 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。

キ 申込関係書類の提出は、郵送（書留等の記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファックスを含みます。）等による申込受付は行いません。

ク 入札参加申込手続きが完了したときは、あらかじめ Yahoo! JAPAN ID で認証されたメールアドレスに、「本申込完了」に係る電子メールを送信します。

4 物件見学会

売却物件の現地説明会等は開催しません。

なお、随時売却物件の敷地を見ていただくことは可能です。

5 予定価格（最低入札価格）と入札保証金

(1) 予定価格と入札保証金の額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金 の額
1	津市川添町 6 1 番 3	698,400 円	69,840 円
2	津市川添町 6 1 番 4	509,316 円	50,932 円

(2) 入札参加希望者は、入札保証金として、上表の右欄に掲げる金額を入札開始 3 開庁日前（平成 29 年 6 月 26 日（月））までに、津市が指定する金融機関の口座に納付してください。口座番号等については、入札参加仮申込手続きを津市が確認した後、あらかじめ Yahoo! JAPAN ID で認証されたメールアドレスに電子メールでお知らせします。

- (3) 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、申込書にて指定された口座への振込みにより返金します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。
- (4) 入札保証金には、利息を付しません。
- (5) 落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金（契約保証金）は、津市に帰属することとなります。

6 入札及び開札

(1) 入札期間

平成29年6月29日（木）13時から平成29年7月6日（木）13時まで

(2) 開札

平成29年7月6日（木）13時以降に行います。

(3) 入札方法

売却システムから入札価格を登録（一度のみ可能）することにより入札を行います。

入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱い

入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

7 落札者の決定

- (1) 売却システムでの入札において、津市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。
- (3) 落札者には、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
- (4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、

売却物件の所有権は落札者に移転しません。

8 契約に付す条件

落札者に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限

落札者が、落札した物件を次の用途に供した場合は、津市は売却物件を買戻しすることがあります。

この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

ア 暴力団の事務所の用途

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に係る用途

(2) 契約の解除

津市は、買受人が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する場合があります。

ア 買受人又は買受人の役員等（法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあってはその者及びその者の支配人をいいます。以下同じ。）が次に掲げる者であると認められるとき。

(ア) 暴力団員

(イ) 暴力団関係者（暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいいます。）

イ 買受人の経営又は運営に暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」といいます。）が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいいます。）と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

エ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が

経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 買受人が地方税法の規定による市区町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していると認められるとき。

キ この契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 買受人は、(2)の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、津市に対してその補償を請求できません。

(4) 買受人は、(2)の定めにより、津市が契約を解除したときは、買受人の負担で、物件を現状に回復して津市の指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、津市が特に認める場合はこの限りではありません。

9 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は津市と契約を締結します。

(2) 契約書等の提出書類

ア 契約書

津市から2部送付しますので、2部ともに署名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼付の上、2部とも平成29年7月26日（水）までに提出してください。津市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。契約は、津市が、落札者より返送された契約書に記名・押印したとき確定します。

イ 契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書

ウ 市町村が発行する身分証明書（法人の場合は不要）

エ 所有権移転登記嘱託請求書

オ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

登録免許税額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	登録免許 税額
1	津市川添町61番3	32,000 円

2	津市川添町 6 1 番 4	28,100 円
---	---------------	----------

※ 提出書類のうち、イ及びエについては、津市ホームページから印刷できます。

(3) 契約保証金

ア 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全額を売却代金に充当します。

イ 契約者が売却代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を解除した場合は、契約保証金は津市に帰属します。

10 売却代金の支払期限等

売却代金（売却代金から契約保証金を差し引いた残額）は、平成 29 年 7 月 28 日（金）17 時 15 分までに、次の方法のいずれかで津市へ納付しなければなりません。

- (1) 津市が用意する納付書による津市が指定する金融機関窓口からの納付
- (2) 津市が指定する金融機関の口座への振込みによる納付
- (3) 現金の直接持参（持参したその日に納入手続を行いますので、開庁日の 14 時までに、津市政策財務部財産管理課へ持参してください。）

11 所有権の移転・引渡し等

- (1) 売却代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、移転完了後に物件を引き渡すものとします。
- (2) 売却物件は、現状のまま引き渡すものとし、契約締結後に瑕疵が発見された場合は、津市は一切の責任を負いません。
- (3) 物件の所有権の移転登記は津市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税額（収入印紙）は、落札者の負担となります。
- (4) 売却物件を津市の許可なく第三者が占有している場合は、買受人が解決を図るものとします。

12 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用については、すべて買受人の負担となります。

- (1) 契約書に貼付する収入印紙（印紙税法の規定に基づき、契約金額により変動します。）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) 所有権移転後の公租公課

(5) 物件引渡し後に必要となる費用

(6) その他契約に要する費用

13 その他

(1) 入札に参加しようとする方は、記載された事項について熟知しておいてください。

(2) 買い受けた土地に建物を建築するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課財産活用担当

電話番号 059-229-3126

津市上下水道事業告示第 17 号

津市公共下水道条例（平成 18 年津市条例第 201 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 17 条第 1 項の規定により告示する。

平成 29 年 5 月 19 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

指定した工事店

工事店名	所在地	指定期間
株式会社キョウシン	鈴鹿市高岡町 2 6 6 5 番地 2	平成 29 年 5 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
株式会社河芸クリーン	津市河芸町中別保 2 1 5 番地 1	平成 29 年 5 月 15 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで

津市上下水道事業告示第 18 号

津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号）第 11 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 29 年 5 月 22 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社河芸ク リーン	津市河芸町中別保 2 1 5 番地 1	平成 29 年 5 月 8 日

津市教育委員会告示第9号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成29年5月19日

津市教育委員会

教育長 倉 田 幸 則

1 招集の日時

平成29年5月22日（月） 午後2時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎4階 教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 工事請負契約について（立成小学校給食室増築その他工事）
- (2) 工事請負契約について（藤水小学校大規模改造（第一期）工事）
- (3) 工事請負契約について（南郊中学校大規模改造（第一期）工事）
- (4) 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替え等について

津市監査委員告示第4号

平成29年3月31日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年5月25日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成29年5月30日

津市監査委員	高	松	和	也
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	田	中	千	福

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、平成29年3月31日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

津市 正 次 幸 雄

3 請求の概要

住民監査請求書、事実を証する書面及び平成29年4月24日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨

市は、平成27年度及び平成28年度に一般社団法人津市観光協会（以下「協会」という。）を受注者とし、津駅前観光案内所運営業務委託、観光誘客PRキャンペーン業務委託及び新聞雑誌広告等情報発信業務委託に係る契約（以下「本件各契約」という。）を以下のとおり締結したが、当該契約は、次の理由により委託契約資格の無い協会との単独随意契約であり、違法行為である。

津駅前観光案内所運営業務委託

平成27年度契約額 9,828,000円

平成28年度契約額 9,882,000円

観光誘客PRキャンペーン業務委託

平成 27 年度契約額 8,495,280 円

平成 28 年度契約額 7,992,000 円

新聞雑誌広告等情報発信業務委託

平成 27 年度契約額 5,502,600 円

平成 28 年度契約額 5,810,400 円

合計

平成 27 年度契約額 23,825,880 円

平成 28 年度契約額 23,684,400 円

また、当該契約は官製談合が疑われるとともに、平成 27 年度から実施された新規事業であり、協会との単独随意契約は、他の事業者を排除し、協会に利益を誘導しようとする津市の思惑が窺われ、この行為は、違法及び故意又は重過失である。

(2) 主張の理由

ア 津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）に違反

(7) 協会は、津市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていない。

(1) 市は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約（以下「2 号随契」という。）として、名簿に登載されていない協会と、1 者だけの単独の見積合わせを行い、委託契約を締結した。

(7) 規則第 10 条第 1 項では、「随意契約により契約を締結しようとするときは、（略）名簿に登載された者のうち 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されている。

イ 名簿の決定は、市長の決裁事項を無視した行為

(7) 津市事務専決規程（平成 18 年津市訓令第 4 号。以下「規程」という。）第 4 条第 18 号（市長の決裁事項）で、「入札等の参加者の決定に関すること」と規定されている。

(1) 市は、名簿に登載されていない協会を見積書の徴取業者として商工観光部長の決裁で決定している。

このことは、市長の決裁事項を無視した行為であり、市の行った業務委託に関する行為は、全て無効である。

ウ 随意契約理由及び業者選定理由について

(7) 津駅前観光案内所運営業務委託

観光案内業務を以前から行っていることを理由にすることは意図的に他の業者を排除しようとする津市の思惑が窺われる。

専用スペースについては、仕様書に確保を明記すれば、入札等に参加を希望する業者は、仕様書に従い専用スペースを確保する。津市は「協会が、現在確保している案内所の名称、住所、施設規模、施設内容及び開設年月日」を仕様書に記載し、専用スペースとして確保していることを協会への単独随意契約の理由にすることは、協会しかないと決めつけたい津市の思惑が窺われる。現在、協会が観光案内所として独自に運営している施設の概要を「運営業務委託仕様書」の「1 案内所の概要」として記載すること自体異常なことで、このことから、見積書の徴取に係る決裁書の「見積書の徴取」以前の早い時点で、協会に業務委託することが決定していたことが推測される。予算計上時点では、既に協会に業務委託することが決定していたと思われる。

パンフレットの殆どは、三重県、津市及びホテル等の観光関連の事業者が自身のPRのため作成しているもので、それらの事業者にPR用と話せば無料でいただける。協会が津市補助金で作成しているパンフレットは、3種類から5種類程度を作成しているだけで、他の業者に決まった場合は、印刷できるまでの間、津市が提供すれば済むことである。

協会は、「業務内容に全く精通」していない素人の職員や派遣職員で業務を実施しており、「業務内容に精通している」との理由は、協会との単独随意契約の理由にはならない。業務委託仕様書等を見ると、旅行会社、新聞、雑誌及び広告関係の事業者、観光コース等の企画会社等の専門事業者に委託したほうがより素晴らしい事業ができる。業務の内容に精通しているとの理由は、協会しかないと決めつけたい津市の思惑が窺われる。

津市が理由にならない理由をつけている上、「最も望ましい。」とは「協会しかできない」ではないことから、他の事業者でもできるとのことを意味している。

(1) 観光誘客PRキャンペーン業務委託

観光誘客PRキャンペーン業務委託と新聞雑誌広告等情報発信業

務委託は、予定価格が1千万円を超えると、部長決裁で執行できないから2本に分割したと推測できる。観光誘客PRキャンペーン業務委託と新聞雑誌広告等情報発信業務委託は、同一の業務内容である。

「長年にわたって本市の観光案内や観光情報を発信している。」との理由は、協会にしかできないとの特別な理由にはならない。

「本市の観光PR事業は、協会が中心となり計画的に取り組んでいる。」との理由は、協会の業務のPRであり、津市の観光PRは、今回、津市が業務委託するのは、津市が中心になり計画するもので、協会にしかできないとの特別な理由にはならない。

「専門的知識、ノウハウ、ネットワークを有している。」との理由は、協会は「業務内容に全く精通」していない素人の職員や派遣職員で業務を実施しており、「業務内容に精通している」との理由は、協会との単独随意契約の理由にはならない。業務委託仕様書等を見ると、旅行会社、新聞、雑誌及び広告関係の事業者、観光コース等の企画会社等の専門事業者に委託したほうがより素晴らしい事業ができる。業務の内容に精通しているとの理由は、協会しかないと決めつけたい津市の思惑が窺われる。

「効果的な事業の展開が期待できる。」と記述しているが、「期待している」だけのことで、具体的に明確な効果が述べられておらず、理由にならない。

(ウ) 新聞雑誌広告等情報発信業務委託

「(イ) 観光誘客PRキャンペーン業務委託」と同一の理由である。

エ 契約の方法及び額等について

- (ア) 津市情報公開条例による公文書の開示資料から、委託料の積算が、津市は過去に協会が支出した当該業務の各科目の年間の総額を聞きとり、直接経費として計上し、併せて「間接経費」を直接経費の25パーセント計上したのであり、また、別途入手した津市への調査照会に対する回答文書「津市総第934号「調査照会書について（回答）」（以下「津市総第934号調査照会回答文書」という。）」から、「予算について」の質問に対する回答は、津市が責任を持って積算し、入札等を行う内容とはなっておらず、予算編成以前から協会に単独随意契約することを決めていたことが分かる。

- (イ) 津市総第934号調査照会回答文書から、津駅前観光案内所運営業務については、市が実施すべきものとして委託にて実施と回答している。津市がすべきものであれば、物品販売も津市が行うべきものと判断していると思われるが、特定の物品を津市が販売することを認めていいのか。直接経費の中には、物品販売の経費が含まれているうえ、間接経費は、その直接経費の4分の1（25パーセント）で、物品販売の経費分も含まれている。協会は、物品販売の利益を会員から徴収しており、津市が物品販売を認め、その経費と純利益を追加して委託料を払っており問題である。
- (ロ) 津市総第934号調査照会回答文書から、津市は、名簿中の業者を調べることなく、協会に単独随意契約することを協会と合意していた。このことは、他の事業者を排除しているもので、「官製談合や私的独占」と言わざるを得ない。
- (ハ) 見積書の徴取及び業務委託契約によると、協会見積額（請求人の陳述において、「協会見積額」とは「積算資料の額」のことであることが確認された。）と津市予算額と予定価格が同額であること、落札率が99.99パーセントから99.90パーセントの範囲に集中していること及び協会見積額には間接経費として直接経費の25パーセントが含まれているにも関わらず超高落札率となっていることが確認され、協会は、予め、間接経費の率や金額、予定価格を津市から知らされていたと推測される。以上から、津市と協会は、他の事業者を意図的に排除し、単独随意契約を結ぶことを計画した。
- オ 令第167条の2第1項第2号と規則第10条第1項との関係について

令第167条の2第1項第2号の規定は、「不動産の…その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」としており、「性質又は目的」とは、(イ)新開発技術や特殊な技術、技能、資格等が必要な業務 (ロ)法令等の規定により履行できる者が特定される業務 (ハ)既に契約した業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外に履行させると、責任の所在が不明確になる業務 (ニ)コンペ、プロポーザル方式等の競争や比較により契約の相手方を予め特定している業務 (ホ)入試問題の印刷、職員採用試験の作成や採点業務などが、一般的に理解されている事項である。津市の理由は、上記に含まれず、協会でなければできない特

殊な業務とはいえない。

(3) 求める措置の内容

本件各契約により津市が受けた損害額平成27年度23,825,880円、平成28年度23,684,400円及び当該損害額返還に至るまで年5%の利息額の合計額の返還を求める。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を商工観光部観光振興課とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、商工観光部観光振興課が提出した関係書類、陳述の内容等により確認した事実の概要は、次のとおりである。

本件各契約の締結に係る事実

(1) 平成27年度津駅前観光案内所運營業務委託について

商工観光部観光振興課は、平成27年3月26日付けで、津駅前観光案内所運營業務委託を行うため、「平成27年度津駅前観光案内所運營業務委託に係る見積書の徴取について（伺い）」を決裁し、協会から見積書を徴取した。

商工観光部観光振興課は、平成27年3月27日付けで、「平成27年度津駅前観光案内所運營業務委託契約に係る契約の締結について（伺い）」を決裁し、委託料の金額を9,828,000円、契約期間を平成27年4月1日から平成28年3月31日までとし、2号随契として平成27年4月1日付けで協会と委託契約を締結した。

(2) 平成27年度観光誘客PRキャンペーン業務委託について

商工観光部観光振興課は、平成２７年３月２６日付けで、観光誘客ＰＲキャンペーン業務委託を行うため、「平成２７年度観光誘客ＰＲキャンペーン業務委託に係る見積書の徴取について（伺い）」を決裁し、協会から見積書を徴取した。

商工観光部観光振興課は、平成２７年３月３０日付けで、「平成２７年度観光誘客ＰＲキャンペーン業務委託契約に係る契約の締結について（伺い）」を決裁し、委託料の金額を８，４９５，２８０円、契約期間を平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までとし、２号随契として平成２７年４月１日付けで協会と委託契約を締結した。

(3) 平成２７年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託について

商工観光部観光振興課は、平成２７年４月３日付けで、新聞雑誌広告等情報発信業務委託を行うため、「平成２７年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託に係る見積書の徴取について（伺い）」を決裁し、協会から見積書を徴取した。

商工観光部観光振興課は、平成２７年４月１０日付けで、「平成２７年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託契約に係る契約の締結について（伺い）」を決裁し、委託料の金額を５，５０２，６００円、契約期間を平成２７年４月１０日から平成２８年３月３１日までとし、２号随契として平成２７年４月１０日付けで協会と委託契約を締結した。

(4) 平成２８年度津駅前観光案内所運營業務委託について

商工観光部観光振興課は、平成２８年３月２８日付けで、津駅前観光案内所運營業務委託を行うため、「平成２８年度津駅前観光案内所運營業務委託に係る見積書の徴取について（伺い）」を決裁し、協会から見積書を徴取した。

商工観光部観光振興課は、平成２８年３月３０日付けで、「平成２８年度津駅前観光案内所運營業務委託契約に係る契約の締結について（伺い）」を決裁し、委託料の金額を９，８８２，０００円、契約期間を平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までとし、２号随契として平成２８年４月１日付けで協会と委託契約を締結した。

(5) 平成２８年度観光誘客ＰＲキャンペーン業務委託について

商工観光部観光振興課は、平成２８年３月２８日付けで、観光誘客ＰＲキャンペーン業務委託を行うため、「平成２８年度観光誘客ＰＲキャンペーン業務委託に係る見積書の徴取について（伺い）」を決裁し、協

会から見積書を徴取した。

商工観光部観光振興課は、平成28年3月30日付けで、「平成28年度観光誘客PRキャンペーン業務委託契約に係る契約の締結について（伺い）」を決裁し、委託料の金額を7,992,000円、契約期間を平成28年4月1日から平成29年3月31日までとし、2号随契として平成28年4月1日付けで協会と委託契約を締結した。

(6) 平成28年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託について

商工観光部観光振興課は、平成28年3月28日付けで、新聞雑誌広告等情報発信業務委託を行うため、「平成28年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託に係る見積書の徴取について（伺い）」を決裁し、協会から見積書を徴取した。

商工観光部観光振興課は、平成28年3月30日付けで、「平成28年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託契約に係る契約の締結について（伺い）」を決裁し、委託料の金額を5,810,400円、契約期間を平成28年4月1日から平成29年3月31日までとし、2号随契として平成28年4月1日付けで協会と委託契約を締結した。

2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

(1) 本件監査請求の適法性に係る判断

ア 不適法な監査請求であると判断したもの

本件監査請求のうち、平成27年度津駅前観光案内所運營業務委託、平成27年度観光誘客PRキャンペーン業務委託及び平成27年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託に係る契約（以下「平成27年度本件各契約」という。）を対象とした請求は、不適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とすることはできない。

イ 適法な監査請求であると判断したもの

平成28年度津駅前観光案内所運營業務委託、平成28年度観光誘客PRキャンペーン業務委託及び平成28年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託に係る契約（以下「平成28年度本件各契約」という。）を対象とした監査請求は、適法であると判断したので、監査の対象とした。

(2) 適法な監査請求であるとしたものに係る判断

監査の対象とした財務会計行為に係る請求人の主張は、認めることは

できないものと判断した。

3 結論に至った理由

結論のうち、不適法な監査請求であると判断した理由及び適法な監査請求に係る請求人の主張は是認できないと判断した理由については、次のとおりである。

(1) 不適法な監査請求に係る判断理由について

法第242条第1項に基づく監査請求は、地方公共団体の長又は職員等による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産の管理等を怠る事実があると認めるときは、これらの行為又は怠る事実によって当該地方公共団体が被った財産上の損害の補填のため、又は損害を被ることを防止するための必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

そして、違法又は不当な財務会計上の行為について、同条第2項は「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したとき」は、正当な理由がある場合を除き「これを行うことができない」と定められており、この期間制限の趣旨は、たとえ違法・不当な財務会計上の行為であったとしても、これをいつまでも監査請求あるいは住民訴訟の対象になり得る状態に置くことは、法的安定性を損ない好ましくないためであるとされている。（昭和63年4月22日最高裁判所第二小法廷判決）

そこで本件監査請求についてみると、本件各契約の締結が違法であることを理由として措置を求めているものであり、本件監査請求のうち、平成27年度津駅前観光案内所運営業務委託契約の契約締結日は平成27年4月1日、平成27年度観光誘客PRキャンペーン業務委託契約の契約締結日は平成27年4月1日及び平成27年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託契約の契約締結日は平成27年4月10日となっていることから、平成27年度本件各契約の監査請求に係る措置請求書の提出は、平成27年度本件各契約締結の日から、いずれも1年を経過した後になされたものであると認められる。

さらに、1年を経過して本件監査請求がなされたことについて、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるか否かを判断すると、「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて当該行

為を知ることができたときと解される時点から「相当な期間」内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。（前掲昭和63年4月22日最高裁判所第二小法廷判決）

そこで本件監査請求についてみると、請求人が主張する内容のうち平成27年度本件各契約については、平成28年8月30日に開会された平成28年第3回津市議会定例会の決算特別委員会において、同年9月23日及び26日に質疑された経緯があり、同委員会は原則公開のもと開会されていたものであるとともに、市のホームページにおいても同委員会の模様はライブ中継が行われていることから、請求人は遅くとも当該質疑がなされた日には、本件監査請求をするに足る程度に、平成27年度本件各契約の内容を知ることができたものと解することができる。

したがって、当該委員会での質疑の日を基準とした場合、本件監査請求があった日は、同日から6か月以上経過しており、請求人が相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて当該行為を知ることができたときと解される時点から「相当な期間」内に監査請求されたものと認めることはできず（同趣旨／平成14年9月12日最高裁判所第一小法廷）、平成27年度本件各契約に係る監査請求が、財務会計上の行為の日から1年を経過してなされたことについて、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

以上の理由から、平成27年度本件各契約に係る監査請求は、法第242条第2項に定める期間を徒過してなされたものとして、不適法なものであると判断した。

(2) 適法な監査請求に係る判断理由について

本件監査請求書、事実を証する書面及び陳述の内容から、請求人が主張する要旨を大別すれば、本件各契約について、市が協会と2号随契を締結したことは違法であること、また、当該2号随契を締結するに当たり、規則第10条第1項に違反していること及び規程第4条第18号に違反していることの3つの主張が存在していると認められることから、以下において、これら3点について判断した。

ア 2号随契を締結したことの違法性について

(7) 随意契約理由及び業者選定理由について

法第234条第1項は、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締

結するものとする。」とし、同条第2項は「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」としているが、これは、法が、普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして位置づけているものと解することができる。そして、そのような例外的な方法の1つである随意契約によるときは、手続が簡略で経費の負担が少なく済み、しかも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあるという短所も指摘され得ることから、令第167条の2第1項は前記法の趣旨を受けて同項に掲げる一定の場合に限定して随意契約の方法による契約の締結を許容することとしたものと解することができる。

ところで、同項第2号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いが無いが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項第2

号に掲げる場合に該当するものと解するべきである。そして、このような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。（昭和62年3月20日最高裁判所第二小法廷判決）と解されている。

そこで、平成28年度本件各契約を2号随契により締結したことが、市の契約担当者の合理的な裁量判断といえるかどうかについて検討する。

a 津駅前観光案内所運営業務委託

平成28年度津駅前観光案内所運営業務委託は、本市の観光の魅力を全国に向け広く情報発信するとともに、本市を訪れた観光客等に対して的確な現地情報の提供を行うことを目的とするものである。

この業務の目的を達成するためには複数の条件の全てを満たすことが必要で、一つひとつの条件を見ればその条件を満たす者が存在したとしても、当該業務において、契約の相手方はそれらの目的を達成するために全ての条件を満たす者であることとの考えのもと、①協会は津市及びその周辺における観光の振興を図ることにより、交流人口の拡大と地域経済の活性化を促進し、個性豊かな観光都市の形成に寄与する目的を達成するため設立された一般社団法人であり、この趣旨に沿った観光情報の提供及び観光客の誘致促進等を目的とした観光事業を行うことが唯一可能な法人であること、また、②平成23年からは観光案内に係る業務を行うため、津市の玄関口である津駅において専用スペースを確保していることや当該案内業務を行うためのパンフレット等の資料を保有し、観光案内業務にも精通していること等を踏まえると、最も効果的な観光案内業務を行うためには協会が当該案内業務を行うことが最も望ましいと解されることから、協会と契約したことは、性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては津市の利益の増進につながるものと認められる。

b 観光誘客PRキャンペーン業務委託

平成28年度観光誘客PRキャンペーン業務委託は、本市の観光をPRするために、市内外、特に首都圏、関西圏、中京圏の大都市圏などを中心に観光展を実施し、旬のトピックスを捉えつつ、本市の魅力を直接的に来場者へPRすることにより、新規観光客の獲得及びリピーターの獲得につなげ、本市への誘客の促進、観光消費額の増大を図ることを目的とするものである。

この業務の目的を達成するためには複数の条件の全てを満たすことが必要で、一つひとつの条件を見ればその条件を満たす者が存在したとしても、当該業務において、契約の相手方はそれらの目的を達成するために全ての条件を満たす者であることとの考えのもと、aの①と同様に、協会が唯一可能な法人であること、また、②定款に基づく協会の取組内容等からみて、津市の観光PR事業については、協会が中心となり計画的に取り組んでおり、観光誘客につながる効果的な事業の展開が期待できると解されることから、協会と契約したことは、性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては津市の利益の増進につながるものと認められる。

c 新聞雑誌広告等情報発信業務委託

平成28年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託は、本市の観光をPRするために、市内外、特に関西圏、中京圏の大都市圏などを中心に、旬のトピックスを捉えつつ、本市の魅力を直接的に来場者へPRすることにより、新規観光客の獲得及びリピーターの獲得につなげ、本市への誘客の促進、観光消費額の増大を図ることを目的とするものである。

この業務の目的を達成するためには複数の条件の全てを満たすことが必要で、一つひとつの条件を見ればその条件を満たす者が存在したとしても、当該業務において、契約の相手方はそれらの目的を達成するために全ての条件を満たす者であることとの考えのもと、aの①と同様に、協会が唯一可能な法人であること、また、②定款に基づく協会の取組内容等からみて、津市の観光PR事業については、協会が中心となり計画的に取り組んでおり、専門的知識、ノウハウ及び独自のネットワークを有していることか

ら、観光誘客につながる効果的な事業の展開が期待できると解されることから、協会と契約したことは、性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては津市の利益の増進につながるものと認められる。

以上から、上記判例によれば、令第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するかどうかの決定は、市の契約担当者の合理的な裁量に委ねられており、市が平成28年度本件各契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合に当たると判断し、協会と2号随契により平成28年度本件各契約を締結したことが、その裁量権を逸脱し又は濫用したものではなく、請求人の主張は認められないものと判断した。

(イ) 契約手続及び契約金額について

本件各契約については、平成27年度の予算編成前に協会に係る事業及び補助金について、内容等の検証を行うとともに、事業仕分け等を行い、「市が実施すべきもの」として委託にて実施することとしたもので、予算については、協会を履行予定業者として、当該業務委託に係る内容について協会と協議等を行うとともに、各業務に係る経費等について、ヒアリングを行うなどしながら商工観光部観光振興課において当該予算を計上したものであることが確認された。

また、予定価格の積算については、予算計上に用いた資料をもとに、それぞれの業務ごとに必要な直接的な経費、津駅前観光案内所運営業務委託であれば、案内所運営に係る案内人賃金や案内所の光熱費、賃借料、機器使用料、消耗品費など、観光誘客PRキャンペーン業務委託であれば、人件費や旅費、イベント出展経費、通信運搬費、消耗品費など、新聞雑誌広告等情報発信業務委託であれば、人件費や広告料、消耗品費などをそれぞれ直接経費として積算を行い、当該経費をもとに、間接経費を積算し、直接経費と間接経費の合計額を予定価格として設定したことが確認された。

このことから、平成28年度本件各契約における契約の手続については、当該予算の範囲内において、予定価格を下回る額の見積書が協会から提出され、契約の締結が行われたものであり、適正な契約手続により行われたものと認められる。

また、こうした適正な契約手続において、決定された契約金額については妥当なものであると解され、請求人の主張のみを根拠として、平成２８年度本件各契約が違法であるとはいえず、請求人の主張は採用することはできないと判断した。

イ 規則第１０条第１項違反について

請求人は、本件各契約において、名簿に登載されていない協会から見積書を徴したことは、規則に違反し、本件各契約締結が違法である旨主張する。

規則第１０条第１項によると、「随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示し、津市競争入札参加資格者名簿に登載された者のうち２人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されている。

平成２８年度本件各契約については、そもそも名簿は、競争性のある業務に係る契約の適正な執行を図るため、本市が契約の相手方を指名競争入札等によって選定する場合において、名簿への登載を希望する業者等について、事前に法人格や納税等の確認を行い、一定の資格を有する者を名簿に登載することによって、入札に当たってあらかじめ審査等を行うことなく競争が可能となるよう、受注者、発注者双方にとって効率的かつ円滑な契約事務が執行できるよう作成されたものであり、また、同項の規定は、競争性のある業務に係る契約を随意契約により締結しようとするときは、名簿に登載されたもののうち、２人以上の者から見積書を徴さなければならないと解される。

したがって、平成２８年度本件各契約は、「第３ 監査の結果」で述べたとおり、競争性のない２号随契によるものであることから、名簿に登載されていない協会から見積書を徴したことが同項の規定に反するとはいえず、請求人の主張は認めることができないと判断した。

ウ 規程第４条第１８号違反について

請求人は、名簿の決定について、規程第４条第１８号に市長の決裁事項として「建設工事等における入札等の参加者の決定に関すること」と規定されているところ、津市は名簿に登載されていない協会を見積書の徴取業者として商工観光部長の決裁で決定している。このことは、市長の決裁事項を無視した行為であると主張する。

しかし、同号の規定は、津市が所掌する工事又は製造の請負等に係

る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を審査すること等について規定されたものであることから、建設工事等に当たらない平成28年度本件各契約には適用されず、平成28年度本件各契約は、それぞれの予定価格の金額が300万円以上1,000万円未満であったことから、規程別表第1共通専決事項の規定により、商工観光部長により決裁されたものであると解される。

以上のことから、平成28年度本件各契約は、規程に違反しているという請求人の主張は認められないものと判断した。

第4 意見

規則第10条第1項の規定は、随意契約により契約を締結する際の名簿の取扱いについて定めたものである。本件監査請求においては、同項の規定の内容が請求人の疑念を抱くに至ったことから、疑義を生じさせることのないよう、規則における関係条文の整理を行われたい。

以上

津市農業委員会告示第2号

平成29年度津市農業委員会定期総会を次のとおり招集する。

平成29年5月18日

津市農業委員会会長 守 山 孝 之

1 招集の日時

平成29年5月30日（火）午後2時30分

2 招集の場所

津市水道局2階大会議室

3 会議の事項

- (1) 平成28年度事業報告について
- (2) 平成29年度事業計画（案）について
- (3) その他